

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大阪府環境基本条例(平成六年大阪府条例第五号)の理念にのっとり、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行い、及び事業の実施以後に事後調査を行うことが豊かな環境の保全及び創造の上で極めて重要であることに鑑み、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定)の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する対象事業を除く。)をいう。

3 この条例において、「事業者」とは、対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者)をいう。

4 この条例において「事後調査」とは、対象事業の実施以後に当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査をいう。

(府等の責務)

第三条 府、事業者及び府民は、事業の実施前における環境影響評価及び事業の実施以後における事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章 技術指針

(技術指針の策定等)

第四条 知事は、事業者が行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするため、府の区域における環境の特性等を考慮して、次に掲げる事項を記載した環境影響評価及び事後調査に関する技術的な指針(以下「技術指針」という。)を策定するものとする。

- 一 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 二 第五条第一項の方法書、第十三条第一項の準備書及び第二十三条第一項の評価書の作成方法
- 三 事後調査の項目、手法、場所その他の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、技術指針について、常に最新の科学的知見に基づき、必要な改定を行うものとする。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府環境影響評価条例(平成十年大阪府条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、この規則で定めるもののほか、条例の定めるところによる。

(対象事業)

第三条 条例第二条第二項の規則で定める事業は、別表第一に掲げる事業とする。

第二章 技術指針

(技術指針について策定する事項)

第四条 条例第四条第一項第四号の規則で定める事項は、事後調査計画書及び事後調査報告書の作成方法とする。

- 3 知事は、技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、技術指針を策定し、又は改定したときは、これを公示するものとする。

第三章 方法書及び環境影響評価の実施等
（方法書の作成等）

第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、目的及び内容（当該対象事業の計画の策定の経緯を含む。）

三 環境影響評価を実施する地域及びその地域の概況

四 環境影響の要因及び環境影響評価の項目

五 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条から第八条までにおいて「要約書」という。）を提出しなければならない。

（方法書についての公示及び縦覧）

第六条 知事は、前条第二項の規定により方法書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を公示するとともに、当該方法書及び要約書の写しを公示の日から起算して一月間一般の縦覧に供するものとする。

第三章 方法書
（方法書について作成する事項）

第五条 条例第五条第一項第六号の規則で定める事項は、対象事業を実施するに当たり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類とする。

（方法書の提出）

第六条 条例第五条第二項の規定による方法書及び要約書の提出は、当該方法書及び要約書に環境影響評価方法書及び要約書提出書（様式第一号）を添付して行わなければならない。

（方法書についての公示）

第七条 条例第六条の規定による公示は、次に掲げる事項について府公報により行う。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業が実施される予定の場所（以下この章及び次章において「対象事業の実施予定地」という。）
- 三 環境影響評価を実施する地域
- 四 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- 五 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 六 条例第九条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に關し必要な事項

（方法書の写しの縦覧）

第八条 条例第六条の規定により方法書の写しを一般の縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから定める。

- 一 府の庁舎その他の府の施設
- 二 事業者の事務所
- 三 条例第五条第一項第三号の地域の存する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が指定する場所

（調査市町村長への意見照会）

第七条 知事は、前条の規定による公示をしたときは、第五条第一項第三号の地域を管轄する市町村長（以下「調査市町村長」という。）に対し、方法書及び要約書の写しを送付し、期間を指定して、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

（方法書についての審査会への意見照会）

第八条 知事は、第六条の規定による公示をしたときは、審査会に対し、方法書及び要約書の写しを送付し、期間を指定して、方法書について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

（方法書についての意見書の提出等）

第九条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、第六条の公示の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者又は知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

（方法書についての意見書の記載事項）

第九条 条例第九条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 意見書の提出の対象である方法書に係る対象事業の名称
- 三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

（方法書についての事業者の見解書の提出）

- 2 事業者は、前項の期間を経過した後、規則で定めるところにより、知事に対し、同項の規定により当該事業者に対して述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を提出するとともに、その写しを調査市町村長に送付しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により知事に提出された意見書の写しを、速やかに調査市町村長に送付するとともに、規則で定めるところにより、当該意見書の概要を記載した書類を一般の縦覧に供するものとする。
- 4 知事は、第二項の書類の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、その写しを一般の縦覧に供するものとする。

(方法書についての知事の意見等)

- 第十条 知事は、前条第二項の書類の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について次に掲げる意見等を勘案して、環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 一 第七条の調査市町村長の意見
 - 二 第八条の規定により審査会の意見を求めた場合にあっては、その意見
 - 三 前条第一項の規定により知事に対して述べられた意見
 - 四 前条第二項の書類に記載された意見及び事業者の見解
- 2 知事は、前項の規定により意見を述べたときは、速やかに、調査市町村長に対し、当該書面の写しを送付するとともに、規則で定めるところにより、これを一般の縦覧に供するものとする。

(環境影響評価の項目等の選定)

- 第十一条 事業者は、前条第一項の規定により意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の事業者に対して述べられた意見に配意して第五条第一項第四号及び第五号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、知事に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができ

(環境影響評価の実施)

- 第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第四章 準備書

(準備書の作成等)

- 第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。
- 一 第五条第一項各号に掲げる事項
 - 二 第九条第一項の規定により事業者に対して述べられた意見の概要

- 三 第十条第一項の知事の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 五 第十一条第二項の助言がある場合にあつては、その内容
- 六 環境影響評価の結果(当該対象事業の内容の一部についてそれに代わるものとして他の内容を含む事業の案、当該対象事業に密接に関連する事業等について環境影響評価を行った場合は、その結果を含む。)
- 七 環境の保全のための措置
- 八 事後調査の方針
- 九 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 十 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 第十条 条例第九条第二項の規定による書類の提出は、当該書類に環境影響評価方法書についての意見の概要及び見解提出書(様式第二号)を添付して行わなければならない。

(方法書についての知事に提出された意見書の概要の縦覧の期間)

- 第十一条 条例第九条第三項の規定により一般の縦覧に供する期間は、同項の規定により意見書の写しを送付した日から三年とする。

(方法書についての事業者の見解書の縦覧の期間)

- 第十二条 第十一条の規定は、条例第九条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第九条第四項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「同条第二項の規定による書類の提出を受けた日」と読み替えるものとする。

(方法書についての知事の意見の申述期間)

- 第十三条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、同項の規定による書類の提出を受けた日から九十日とする。

(方法書についての知事の意見の縦覧の期間)

- 第十四条 第十一条の規定は、条例第十条第二項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第十条第二項」と、「意見書」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

第四章 準備書

2 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、対象事業の種類ごとに規則で定める時期までに知事に対し、準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」という。)を提出しなければならない。この場合において、準備書を補足する書類(以下「参考資料」という。)があるときは、その書類を併せて提出するものとする。

(関係地域の決定等)

第十四条 知事は、前条第二項の規定により準備書及び要約書の提出を受けたときは、その日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより、対象事業の環境影響の内容及び程度を考慮して、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)を決定し、その旨を事業者及び関係地域を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に通知するものとする。

(準備書についての公示及び縦覧等)

第十五条 知事は、前条の規定による通知をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、準備書の提出を受けた旨及び関係地域を公示するとともに、当該準備書及び要約書の写しを公示の日から起算して一週間一般の縦覧に供するものとする。

2 知事は、第十三条第二項の規定により参考資料の提出を受けたときは、その写しを前項の期間、一般の縦覧に供するものとする。

(関係市町村長への意見照会等)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による公示をしたときは、関係市町村長に対し、準備書及び要約書の写しを送付し、期間を指定して、準備書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

2 対象事業の実施について、法令又は条例の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)が行われる場合において、知事は、前条第一項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、当該許認可等を行う者に対し、準備書及び要約書の写しを送付するものとする。

(準備書についての審査会への意見照会)

第十七条 知事は、第十五条第一項の規定による公示をしたときは、審査会に対し、準備書及び要約書の写しを送付し、期間を指定して、準備書について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。

(説明会の開催等)

第十八条 事業者は、規則で定めるところにより、第十五条第一項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに周知させるように努めなければならない。

(準備書の提出)

第十五条 条例第十三条第二項の規定による準備書及び要約書の提出は、当該準備書及び要約書に環境影響評価準備書及び要約書提出書(様式第三号)を添付して行わなければならない。

(準備書の提出の時期)

第十六条 条例第十三条第二項の規則で定める時期は、別表第二に掲げる行為(当該行為のうち二以上の行為を行う対象事業にあつては、これらの行為のうち最初に行われるもの)が行われる日の前日とする。

(関係地域の決定に当たり考慮する事項)

第十七条 条例第十四条の規定により同条の関係地域(以下この章において「関係地域」という。)を決定するに当たっては、次に掲げる事項について考慮する。

- 一 対象事業の実施予定地
- 二 対象事業の実施以後に生じる人の移動又は物の流れによる環境影響の内容及び程度
- 三 対象事業に密接に関連する事業等について環境影響評価を行った場合は、その事業等に係る前二号に掲げる事項
- 四 技術指針で定める環境影響評価の調査及び予測を行った地域

(準備書についての公示)

第十八条 第七条の規定は、条例第十五条第一項の規定による公示について準用する。この場合において、第七条中「条例第六条」とあるのは「条例第十五条第一項」と、同条第二号中「対象事業が実施される予定の場所(以下この章及び次章において「対象事業の実施予定地」という。)」とあるのは「第七条第二号の対象地域」とあるのは「条例第十四条の関係地域」と、同条第四号及び第五号中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第六号中「条例第九条第一項」とあるのは「条例第十九条第一項」と読み替えるものとする。

(準備書の写しの縦覧)

第十九条 第八条の規定は、条例第十五条第一項の規定による一般の縦覧について準用する。この場合において、第八条中「条例第六条」とあるのは「条例第十五条第一項」と、「方法書の写し」とあるのは「準備書の写し」と、同条第三号中「条例第五条第一項第三号の地域」とあるのは「条例第十四条の関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会の開催)

第二十条 条例第十八条第一項に規定する説明会(以下この章において「説明会」という。)の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。

(説明会の開催の周知)

- 第二十一条 条例第十八条第二項の規定による周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。
 - 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の第二項に規定する地縁による団体の協力を得て行う印刷物の回覧又は配布
 - 三 公共の場所の掲示板において行う掲示

- 3 事業者は、説明会が終了したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その結果を記載した書類を提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。
- 4 知事は、前項の書類の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、その写しを一般の縦覧に供するものとする。
- 5 事業者は、その責めに帰することのできない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による周知をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、その旨を速やかに知事に届け出るとともに、規則で定めるところにより、第十五条第一項の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

- (準備書についての意見書の提出等)
- 第十九条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、第十五条第一項の公示の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者又は知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 2 事業者は、前項の期間を経過した後、規則で定めるところにより、知事に対し、同項の規定により当該事業者に対して述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。
 - 3 知事は、第一項の規定により知事に提出された意見書の写しを、速やかに、関係市町村長に送付するとともに、規則で定めるところにより、当該意見書の概要を記載した書類を一般の縦覧に供するものとする。

- 4 知事は、第二項の書類の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、その写しを一般の縦覧に供するものとする。

(公聴会の開催等)

第二十条 知事は、前条第二項の規定による書類の提出を受けた後、規則で定めるところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、前条第一項の意見書の提出がない場合その他公聴会を開催する必要がないと知事が認めるときは、この限りでない。

- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 2 条例第十八条第二項の規定による周知は、次に掲げる事項について行わなければならない。
 - 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業の実施予定地
 - 三 関係地域
 - 四 説明会の開催を予定する日時及び場所

(説明会開催結果報告書の提出)

第二十二條 条例第十八条第三項の規定による書類の提出は、説明会の終了後速やかに説明会開催結果報告書(様式第四号)により行わなければならない。

(説明会開催結果報告書の縦覧の期間)

第二十三條 第十一条の規定は、条例第十八条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第十八条第四項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「同条第三項の規定による書類の提出を受けた日」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第二十四條 条例第十八条第五項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知)

第二十五條 条例第十八条第五項の規定による周知は、要約書を求めに応じて提供することについての周知をした後、要約書を求めに応じて提供することその他の適切な方法により行わなければならない。

(準備書についての意見書の記載事項)

第二十六條 第九条の規定は、条例第十九条第一項の意見書について準用する。この場合において、第九条中「条例第九条第一項」とあるのは「条例第十九条第一項」と、同条第二号及び第三号中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての事業者の見解書の提出)

第二十七條 条例第十九条第二項の規定による書類の提出は、当該書類に環境影響評価準備書についての意見の概要及び見解提出書(様式第五号)を添付して行わなければならない。

(準備書についての知事に提出された意見書の概要の縦覧の期間)

第二十八條 第十一条の規定は、条例第十九条第三項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは、「条例第十九条第三項」と読み替えるものとする。

(準備書についての事業者の見解書の縦覧の期間)

第二十九條 第十一条の規定は、条例第十九条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第十九条第四項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「同条第二項の規定による書類の提出を受けた日」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催場所)

第三十條 条例第二十条第一項の公聴会(以下この章において「公聴会」という。)は、原則として関係地域内において開催する。

(公聴会の開催の公示等)

第三十一條 公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催を予定する日の二十日前までに公示する。

2 前項の規定による公示は、次に掲げる事項について府公報により行う。

- 一 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- 二 事業者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- 三 対象事業の名称
- 四 意見を聴く事項

<p>2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、当該公聴会において述べられた意見を記載した書類（以下「公述意見書」という。）を、事業者及び関係市町村長に送付するものとする。</p> <p>（公述意見書に対する事業者の見解等）</p> <p>第二十一条 事業者は、公述意見書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、公述意見書に記載された意見についての事業者の見解を記載した書類を提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の書類の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、その写しを公述意見書とともに一般の縦覧に供するものとする。</p> <p>（準備書についての知事の意見等）</p> <p>第二十二條 知事は、第十九條第二項の書類の提出を受けたと</p>	<p>五 次条に規定する公述申出書の提出に関する事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関して必要な事項</p> <p>3 第一項の規定による公示を行ったときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知する。</p> <p>（公述の申出）</p> <p>第三十二條 環境の保全の見地からの意見を有する者で公聴会において意見を述べようとするものは、前条第一項の規定による公示の日から起算して十日以内に次に掲げる事項を記載した書面（以下この章において「公述申出書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号</p> <p>二 意見を述べる対象である準備書に係る対象事業の名称</p> <p>三 準備書についての環境の保全の見地からの意見の要旨</p> <p>（公述人の選定）</p> <p>第三十三條 知事は、前条の規定により公述申出書を提出した者で意見の趣旨を同じくするものが多数あるときは、公聴会で意見を述べる者（以下この章において「公述人」という。）を選定することがある。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公述人を選定したときは、その旨を公述申出書を提出した者で公述人以外のものに通知する。</p> <p>（公述時間）</p> <p>第三十四條 知事は、公述人が意見を述べる時間（以下この章において「公述時間」という。）を定めることがある。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめその旨を公述人に通知する。</p> <p>（公聴会の議長）</p> <p>第三十五條 公聴会の議長は、常勤の職員のうちから知事が指名する。</p> <p>（意見の陳述）</p> <p>第三十六條 議長は、公述人が、公述時間を著しく超えて意見の陳述をし、又は不穏当な発言をしたときは、その発言を中止させ、又は退場を命ずることができる。</p> <p>（傍聴人の入場制限）</p> <p>第三十七條 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴券の発行その他の方法により傍聴人の入場を制限することができる。</p> <p>（公聴会の秩序維持）</p> <p>第三十八條 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。</p> <p>（公聴会の中止の通知等）</p> <p>第三十九條 知事は、条例第二十条第一項ただし書の規定により公聴会を開催する必要があると認め、当該公聴会を開催しないときは、あらかじめその旨を、事業者及び関係市町村長に通知するとともに当該公聴会の開催を予定していた場所に掲示する。</p> <p>（公述意見書についての事業者の見解書の提出）</p> <p>第四十條 条例第二十一条第一項の規定による書類の提出は、当該書類に公述意見書に対する見解提出書（様式第六号）を添付して行わなければならない。</p> <p>2 条例第二十一条第一項の規定による書類の提出は、公述意見書の送付を受けた日から起算して三十日以内に行わなければならない。</p> <p>（公述意見書についての事業者の見解書の縦覧の期間）</p> <p>第四十一條 第十一条の規定は、条例第二十一条第二項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第二十一条第二項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「同条第一項の規定による書類の提出を受けた日」と読み替えるものとする。</p> <p>（準備書についての知事の意見の申述期間）</p> <p>第四十二條 条例第二十二條第一項の規則で定める期間は、条例第</p>
--	---

きは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について次に掲げる意見等を勘案して、環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

一 第十六条第一項の関係市町村長の意見

二 第十七条の審査会の意見

三 第十九条第一項の規定により知事に対して述べられた意見

四 第十九条第二項の書類に記載された意見及び事業者の見解

五 第二十条第二項の公述意見書に記載された意見

六 前条第一項の事業者の見解

2 知事は、前項の規定により意見を述べたときは、速やかに、当該書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

第五章 評価書

(評価書の作成等)

第二十三条 事業者は、前条第一項の規定により意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十九条第一項の事業者に対して述べられた意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成しなければならない。

一 第十三条第一項各号に掲げる事項

二 第十九条第一項の規定により事業者に対して述べられた意見の概要

三 第二十条第二項の公述意見書に記載された意見の概要

四 前条第一項の知事の意見

五 前三号の意見についての事業者の見解

2 事業者は、評価書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、評価書を提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

(評価書についての公示及び縦覧等)

第二十四条 知事は、前条第二項の規定により評価書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公示するとともに、当該評価書の写しを公示の日から起算して一月間一般の縦覧に供するものとする。

2 知事は、前項の規定による公示を行った場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、対象事業の実施について、環境の保全についての適正な配慮がなされるよう求めるものとする。

第六章 評価書の公示及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第二十五条 事業者は、知事が前条第一項の規定による公示を行うまでは、対象事業を実施してはならない。

(事業者の環境の保全の配慮)

第二十六条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

(事後調査計画書の作成等)

第二十七条 事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ規則及び技術指針で定めるところにより、事後調査の項目、手法、場所その他の方法について記載した計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、評価書において事後調査を

第十九条第二項の規定による書類の提出を受けた日から百二十日とする。

第五章 評価書

(評価書の提出)

第四十三条 条例第二十三条第二項の規定による評価書の提出は、当該評価書に環境影響評価書提出書(様式第七号)を添付して行わなければならない。

(評価書についての公示)

第四十四条 第七条(第五号及び第六号を除く。)の規定は、条例第二十四条第一項の規定による公示について準用する。この場合において、第七条中「条例第六条」とあるのは「条例第二十四条第一項」と、同条第二号中「対象事業が実施される予定の場所(以下この章及び次章において「対象事業の実施予定地」という。)」とあるのは「第七条第二号の対象事業の実施予定地」と、同条第三号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは「条例第十四条の関係地域」と、同条第四号中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

(評価書の写しの縦覧)

第四十五条 第八条の規定は、条例第二十四条第一項の規定による一般の縦覧について準用する。この場合において、第八条中「条例第六条」とあるのは「条例第二十四条第一項」と、「方法書の写し」とあるのは「評価書の写し」と、同条第三号中「条例第五条第一項第三号の地域」とあるのは「条例第十四条の関係地域」と読み替えるものとする。

第六章 評価書の公示及び縦覧後の手続

(事後調査計画書の提出)

第四十六条 条例第二十七条第一項の規定による事後調査計画書の提出は、当該事後調査計画書に事後調査計画書提出書(様式第八号)を添付して行わなければならない。

実施しないこととした場合であつて、知事が相当と認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により事後調査計画書の提出を受けたときは、速やかに、当該事後調査計画書の写しを関係市町村長に送付するとともに、規則で定めるところにより、当該事後調査計画書の写しを一般の縦覧に供するものとする。

(事後調査計画書の変更等)

第二十七条の二 事業者は、事後調査計画書に記載した事後調査の項目、手法、場所その他の方法の一部を変更しようとするときは、その旨を記載した事後調査計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
2 前条第二項の規定は、前項の規定により提出された事後調査計画書について準用する。

(着工の届出等)

第二十八条 事業者は、対象事業に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を書面で知事に届け出なければならない。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の書面について準用する。

(事後調査の実施等)

第二十九条 事業者又はこの者に代わつて事後調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認められた者(以下「事業者等」という。)は、事後調査計画書に基づき、事後調査を行わなければならない。

2 事業者等は、前項の事後調査を行ったときは、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を規則で定めるところにより作成し、知事に提出しなければならない。
3 第二十七条第二項の規定は、事後調査報告書について準用する。

4 知事は、第二項の規定により事後調査報告書の提出を受けた場合で、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者等に対し、環境の保全について必要な措置を講ずることを求めることができる。
(工事完了の届出等)

第三十条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を書面で知事に届け出なければならない。
2 第二十七条第二項の規定は、前項の書面について準用する。

第七章 対象事業の内容の変更等

(事業者の氏名等の変更の場合の届出)

第三十条の二 事業者は、第六条の規定による公示があつてから対象事業を完了するまでの間において、第五条第一項第一号に掲げる事項を変更した場合は、規則で定めるところにより、その旨を書面で知事に届け出なければならない。
(対象事業の変更の場合の届出等)

(事後調査計画書の縦覧の期間)

第四十七条 第十一条の規定は、条例第二十七条第二項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第二十七条第二項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「同条第一項の規定による事後調査計画書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。

(変更に係る事後調査計画書の提出及び縦覧の期間)

第四十七条の二 前二条の規定は、条例第二十七条の二第一項の事後調査の項目、手法、場所その他の方法の一部の変更の旨を記載した事後調査計画書に関して準用する。この場合において、第四十六条中「条例第二十七条第一項」とあるのは「条例第二十七条の二第一項」と、第四十七条において準用する第十一条中「条例第二十七条第二項」とあるのは「条例第二十七条の二第二項」とあるのは「条例第二十七条の二第一項」と読み替えるものとする。

(着工の届出)

第四十八条 条例第二十八条第一項の規定による届出は、着工届出書(様式第九号)により行わなければならない。

(着工届出書の縦覧の期間)

第四十九条 第十一条の規定は、条例第二十八条第二項において準用する条例第二十七条第二項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第二十八条第二項において準用する条例第二十七条第二項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「条例第二十八条第一項の規定による届出を受けた日」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の提出)

第五十条 条例第二十九条第二項の規定による事後調査報告書の提出は、当該事後調査報告書に事後調査報告書提出書(様式第十号)を添付して行わなければならない。

(事後調査報告書の縦覧の期間)

第五十一条 第十一条の規定は、条例第二十九条第三項において準用する条例第二十七条第二項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第二十九条第三項において準用する条例第二十七条第二項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「条例第二十九条第二項の規定による届出を受けた日」と読み替えるものとする。

(工事完了の届出)

第五十二条 条例第三十条第一項の規定による届出は、工事完了届出書(様式第十一号)により行わなければならない。

(工事完了届出書の縦覧の期間)

第五十三条 第十一条の規定は、条例第三十条第二項において準用する条例第二十七条第二項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第三十条第二項において準用する条例第二十七条第二項」と、「同項の規定により意見書の写しを送付した日」とあるのは「条例第三十条第一項の規定による届出を受けた日」と読み替えるものとする。

第七章 対象事業の内容の変更等

(事業者の氏名等の変更の場合の届出)

第五十三条の二 条例第三十条の二の規定による届出は、同条に規定する事項を変更した日から三十日以内に、氏名等変更届出書(様式第十一号の二)により行わなければならない。
(対象事業の変更の届出)

第三十一条 事業者は、第六条の規定による公示があつてから対象事業を完了するまでの間において、第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合(当該変更後の事業が対象事業に該当する場合に限る。)は、規則で定めるところにより、その旨を書面で知事に届け出なければならぬ。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更の場合には、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するとともに、当該書面の写しを調査市町村長又は関係市町村長に送付するものとする。

3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合であつて、当該対象事業について第三章から第六章までに定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があるときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。

4 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該手続を再度実施しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第三十二条 事業者は、第六条の規定による公示があつてから対象事業を完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、規則で定めるところにより、その旨を書面で知事に届け出なければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第五条第一項第二号に掲げる事項を変更した場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなつたとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第一項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、前項において準用する前条第二項の規定による公示の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行つた環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに事業者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価、事後調査その他の手続は新たに事業者となつた者について行われたものとみなす。

第八章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第三十三条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第三章から第五章まで及び第七章の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 都市計画の決定又は変更をする者が都市計画法第十五条第一項の府である場合 府が対象事業に係る事業者に代わるものとして、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

二 都市計画の決定又は変更をする者が都市計画法第十五条第一項の市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市若しくは同法第二十二條第一項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長)若しくは市町村又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村である場合 当該者が対象事業に

第五十四条 条例第三十一条第一項の規定による届出は、対象事業変更届出書(様式第十二号)により行わなければならない。

(届出を要しない変更)

第五十五条 条例第三十一条第一項ただし書の事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 事業規模の縮小
- 二 対象事業の変更でその実施により新たに環境に影響を及ぼすおそれのないもの
- 三 対象事業への公害の防止又は自然環境の保全のために行われる緑地その他の施設の整備の追加

(対象事業の廃止等の届出)

第五十六条 条例第三十二条第一項の規定による届出は、対象事業廃止等届出書(様式第十三号)により行わなければならない。

第八章 環境影響評価その他の手続の特例

第一節 都市計画に定められる対象事業に関する特例

第一款 通則

(都市計画に定められる対象事業に関する手続)

第五十七条 条例第三十三条の規定により、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十五条第一項の府若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市(同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長)又は市町村)又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村(以下これを「都市計画決定権者」という。)が行う環境影響評価その他の手続は、次款から第八款までに定めるところによる。

第二款 方法書及び環境影響評価の実施等

(方法書の提出)

第五十八条 都市計画決定権者は、対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下この款において「方法書」という。)及びこれを要約した書類(以下この款において「要約書」という。)を知事に対し、提出しなければならない。

一 都市計画決定権者の名称

係る事業者に代わるものとして、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

- 二 都市計画対象事業の名称、目的及び内容(当該都市計画対象事業の計画の策定の経緯を含む。)
 - 三 環境影響評価を実施する地域及びその地域の概況
 - 四 環境影響の要因及び環境影響評価の項目
 - 五 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法
 - 六 都市計画対象事業を実施するに当たり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類
- 2 第六条の規定は、前項の規定による方法書及び要約書の提出について準用する。この場合において、同条中「条例第五十一条」とあるのは「第五十八条第一項」と、「当該方法書」とあるのは「同項の方法書」と読み替えるものとする。

(方法書についての公示及び縦覧)

- 第五十九条 条例第六条の規定は、方法書についての公示及び一般の縦覧について準用する。この場合において、同条中「前条第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則(平成十一年大阪府規則第十七号)第五十八条第一項」と、「方法書の提出」とあるのは「同項の方法書の提出」と、「規則で定めるところにより、速やかに」とあるのは「速やかに」と、「要約書」とあるのは「同項の要約書」と読み替えるものとする。

- 2 第七条及び第八条の規定は、前項において準用する条例第六条の規定による公示及び一般の縦覧について準用する。この場合において、第七条中「条例第六条」とあるのは「第五十九条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例(平成十年大阪府条例第三号。以下「条例」という。)(第六条」と、同条第一号中「事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者の名称」と、同条第二号中「対象事業の」とあるのは「第五十八条第一項の都市計画対象事業の」と、「対象事業が」とあるのは「同項の都市計画対象事業が」と、「場所(以下この章及び次章において「対象事業の実施予定地」という。)」とあるのは「場所」と、同条第四号中「方法書」とあるのは「第五十八条第一項の方法書(以下「方法書」という。)」と、同条第六号中「条例第九条第一項」とあるのは「第六十二条第一項において準用する条例第九条第一項」と、第八条中「条例第六条」とあるのは「第五十九条第一項において準用する条例第六条」と、同条第二号中「事業者」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者」と、同条第三号中「条例第五条第一項第三号」とあるのは「第五十八条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(調査市町村長への意見照会)

- 第六十条 条例第七条の規定は、方法書についての第五十八条第一項第三号の地域を管轄する市町村長(以下この款において「調査市町村長」という。)(への意見の求めについて準用する。この場合において、条例第七条中「前条」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十九条第一項において準用する第六条」と、「第五号第一項第三号の地域を管轄する市町村長(以下「調査市町村長」という。)」とあるのは「同規則第六十条の調査市町村長」と、「方法書の」とあるのは「同規則第五十八条第一項の方法書の」と、「方法書に」とあるのは「同項の方法書に」と読み替えるものとする。

(方法書についての審査会への意見照会)

- 第六十一条 条例第八条の規定は、方法書についての審査会への意見の求めについて準用する。この場合において、同条中「第六条」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十九条第一項において準用する第六条」と、「方法書の」とあるのは「同規則第五十八条第一項の方法書の」と、「方法書に」と読み替えるものとする。

(方法書についての意見書の提出)

- 第六十二条 条例第九条第一項の規定は、方法書についての意見書の提出について準用する。この場合において、同項中「方法書」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十八条第一項の方法書」と、「規則で定めるところにより、第六条」とあるのは「同規則第五十九条第一項において準用する第六条」と、「事業者」とあるのは「同規則第五十七条の都市計画決定権者が府(都市計画法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長)である場合にあつては同規則

第五十七条の都市計画決定権者に対し、同条の都市計画決定権者が市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市である場合にあっては同規則第五十七条の都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

- 2 第九条の規定は、前項において準用する条例第九条第一項の意見書の記載事項について準用する。この場合において、第九条中「条例第九条第一項」とあるのは「第六十二条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第九条第一項」と、同条第二号中「方法書」とあるのは「第五十八条第一項の方法書」と、「対象事業」とあるのは「同項の都市計画対象事業」と、同条第三号中「方法書」とあるのは「第五十八条第一項の方法書」と読み替えるものとする。

(方法書についての都市計画決定権者の見解書の提出等)

第六十三条 条例第九条第二項の規定は、前条第一項において準用する条例第九条第一項の規定により都市計画決定権者に対して述べられた意見に関して準用する。この場合において、条例第九条第二項中「事業者は、前項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第六十二条第一項において準用する第九条第一項」と、「規則で定めるところにより、知事」とあるのは「知事」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画決定権者」と、「事業者の」とあるのは「同規則第五十七条の都市計画決定権者の」と、「調査市町村長」とあるのは「同規則第六十条の調査市町村長」と読み替えるものとする。

- 2 第十条の規定は、前項において準用する条例第九条第二項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第十条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「条例第九条第二項」とあるのは「第六十三条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第九条第二項」と読み替えるものとする。

(方法書についての知事に提出された意見書の概要の縦覧)

第六十四条 条例第九条第三項の規定は、第六十二条第一項において準用する条例第九条第一項の知事に提出された意見書に関して準用する。この場合において、条例第九条第三項中「第一項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第六十二条第一項において準用する第九条第一項」と、「調査市町村長」とあるのは「同規則第六十条の調査市町村長」と、「規則で定めるところにより、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

- 2 第十一条の規定は、前項において準用する条例第九条第三項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十一条中「条例第九条第三項」とあるのは、「第六十四条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第九条第三項」と読み替えるものとする。

(方法書についての都市計画決定権者の見解書の縦覧)

第六十五条 条例第九条第四項の規定は、第六十三条第一項において準用する条例第九条第二項の書類の一般の縦覧について準用する。この場合において、条例第九条第四項中「第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第六十三条第一項において準用する第九条第二項」と、「規則で定めるところにより、その写し」とあるのは「その写し」と読み替えるものとする。

2 第十二条において準用する第十一条の規定は、前項において準用する条例第九条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十二条において準用する第十一条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「条例第九条第四項」とあるのは「第六十五条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第九条第四項」と、「同条第二項」とあるのは「第六十三条第一項において準用する同条例第九条第二項」と読み替えるものとする。

(方法書についての知事の意見の申述)

第六十六条 条例第十条第一項の規定は、方法書についての知事の意見の申述について準用する。この場合において、同項中「前条第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。第六十三条第一項において準用する第九条第二項)」と、「規則で定める期間内に、事業者に対し、」とあるのは「規則第五十七条の都市計画決定権者に対し、規則第五十八条第一項の」と、同項第一号中「第七条の調査市町村長」とあるのは「規則第六十条において準用する第七条」と、同項第二号中「第八条」

とあるのは「規則第六十一条において準用する第八条」と、同項第三号中「前条第一項」とあるのは「規則第六十二条第一項において準用する第九条第一項」と、同項第四号中「前条第二項」とあるのは「規則第六十三条第一項において準用する第九条第二項」と、「事業者」とあるのは「規則第五十七条の都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

2 第十三条の規定は、前項において準用する条例第十条第一項の知事の意見の申述の期間について準用する。この場合において、第十三条中「条例第十条第一項の規則で定める」とあるのは、「第六十六条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十条第一項の知事の意見の申述の」と読み替えるものとする。

(方法書についての知事の意見の縦覧)

第六十七条 条例第十条第二項の規定は、前条第一項において準用する条例第十条第一項の書面の写しに関して準用する。この場合において、条例第十条第二項中「前項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第六十六条第一項において準用する第十条第一項」と、「調査市町村長」とあるのは「同規則第六十条の調査市町村長」と、「規則で定めるところにより、これ」とあるのは「これ」と読み替えるものとする。

2 第十四条において準用する第十一条の規定は、前項において準用する条例第十条第二項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十四条において準用する第十一条中「条例第十条第二項」とあるのは、「第六十七条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十条第二項」と読み替えるものとする。

(環境影響評価の項目等の選定)

第六十八条 条例第十一条第一項の規定は、都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について準用する。この場合において、同項中「事業者は、前条第一項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第六十六条第一項において準用する第十条第一項」と、「第九条第一項の事業者」とあるのは「同規則第六十二条第一項において準用する第九条第一項の都市計画決定権者」と、「第五条第一項第四号及び第五号」とあるのは「同規則第五十八条第一項第四号及び第五号」と、「対象事業」とあるのは「同項の都市計画対象事業」と読み替えるものとする。

(環境影響評価の技術的助言)

第六十九条 条例第十一条第二項の規定は、前条において準用する条例第十一条第一項の規定による選定に係る技術的助言の申出について準用する。この場合において、条例第十一条第二項中「事業者は、前項」とあるのは、「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第六十八条において準用する第十一条第一項」と読み替えるものとする。

(環境影響評価の実施)

第七十条 条例第十二条の規定は、都市計画対象事業に係る環境影響評価の実施について準用する。この場合において、同条中「事業者は、前条第一項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第六十八条において準用する第十一条第一項」と、「対象事業」とあるのは「同規則第五十八条第一項の都市計画対象事業」と読み替えるものとする。

第三款 準備書

(準備書の提出)

第七十一条 都市計画決定権者は、前条において準用する条例第十二条の規定により都市計画対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下この款及び次款において「準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下この款において「要約書」という。)を知事に対し、当該都市計画対象事業に係る都市計画の案の都市計画法第十七条第一項の縦覧期間の開始の日までに提出しなければならない。この場合において、準備書を補足する書類(以下この款において「参考資料」という。)があるときは、その書類を併せて提出しなければならない。

一 第五十八条第一項各号に掲げる事項

二 第六十二条第一項において準用する条例第九条第一項の規定により都市計画決定権者に対して述べられた意見の概要

- 三 第六十六条第一項において準用する条例第十条第一項の知事の意見
- 四 前二号の意見についての都市計画決定権者の見解
- 五 第六十九条において準用する条例第十一条第二項の助言がある場合にあつては、その内容
- 六 環境影響評価の結果(当該都市計画対象事業の内容の一部についてそれに代わるものとして他の内容を含む事業の案、当該都市計画対象事業に密接に関連する事業等について環境影響評価を行った場合は、その結果を含む。)
- 七 環境の保全のための措置
- 八 事後調査の方針
- 九 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 第十五条の規定は、前項の規定による準備書及び要約書の提出について準用する。この場合において、同条中「条例第十三条第二項」とあるのは「第七十一条第一項」と、「準備書」とあるのは「同項の準備書」と読み替えるものとする。
- (関係地域の決定等)
- 第七十二条 条例第十四条の規定は、都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下この款及び次款において「関係地域」という。)の決定に関して準用する。この場合において、同条中「前条第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第七十一条第一項」と、「準備書」とあるのは「同項の準備書」と、「規則で定めるところにより、対象事業」とあるのは「同規則第五十八条第一項の都市計画対象事業」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)」とあるのは「同項の都市計画対象事業に係る同規則第七十二条第一項の関係地域」と、「事業者及び」とあるのは「同規則第五十七条の都市計画決定権者及び同規則第七十二条第一項の」と、「市町村長(以下「関係市町村長」という。)」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 2 第十七条の規定は、関係地域の決定に当たつて考慮する事項について準用する。この場合において、同条中「条例第十四条」とあるのは「第七十二条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十四条」と、「同条の関係地域(以下この章において「関係地域」という。)」とあるのは「第七十二条第一項の関係地域」と、同条第一号中「対象事業の実施予定地」とあるのは「第五十八条第一項の都市計画対象事業が実施される予定の場所」と、同条第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「第五十八条第一項の都市計画対象事業」と読み替えるものとする。
- (準備書についての公示及び縦覧)
- 第七十三条 条例第十五条第一項の規定は、準備書についての公示及び一般の縦覧について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第七十二条第一項において準用する第十四条」と、「規則で定めるところにより、速やかに、」とあるのは「速やかに、同規則第七十一条第一項の」と、「関係地域」とあるのは「同規則第七十二条第一項の関係地域」と、「要約書」とあるのは「同規則第七十一条第一項の要約書」と読み替えるものとする。
- 2 第十八条において準用する第七条及び第十九条において準用する第八条の規定は、前項において準用する条例第十五条第一項の規定による公示及び一般の縦覧について準用する。この場合において、第十八条において準用する第七条中「条例第十五条第一項」とあるのは「第七十三条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例(以下「条例」という。)第十五条第一項」と、同条第一号中「事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者の名称」と、同条第二号中「対象事業の名称」とあるのは「第五十八条第一項の都市計画対象事業の名称」と、「第七条第二号の対象事業の実施予定地」とあるのは「同項の都市計画対象事業が実施される予定の場所」と、同条第三号中「条例第十四条の関係地域」とあるのは「第七十二条第一項の関係地域」と、同条第四号中「準備書」とあるのは「第七十一条第一項の準備書(以下「準備書」という。)」と、同条第六号中「条例第十九条第一項」とあるのは「第八十二条第一項において準用する条例第十九条第一項」と、第十九条において準用する第八条

中「条例第十五条第一項」とあるのは「第七十三条第一項において準用する条例第十五条第一項」と、同条第二号中「事業者」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者」と、同条第三号中「条例第十四条の関係地域」とあるのは「第七十二条第一項の関係地域」と読み替えるものとする。

(参考資料の縦覧)

第七十四条 条例第十五条第二項の規定は、参考資料の一般の縦覧について準用する。この場合において、同項中「第十三条第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第七十一条第一項」と、「参考資料」とあるのは「同項の参考資料」と、「前項」とあるのは「同規則第七十三条第一項において準用する第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(都市計画決定権者が行う準備書についての縦覧)

第七十四条の二 都市計画決定権者は、第七十二条において準用する条例第十四条の規定による通知を受けたときは、速やかに、準備書及び要約書並びに第七十一条第一項の規定により参考資料を提出したときにあつては、当該参考資料の写しを一月間一般の縦覧に供しなければならない。

(関係市町村長への意見照会)

第七十五条 条例第十六条第一項の規定は、準備書についての関係地域を管轄する市町村長(以下この款及び次款において「関係市町村長」という。)への意見の求めについて準用する。この場合において、同項中「前条第一項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第七十三条第一項において準用する第十五条第一項」と、「関係市町村長に対し」とあるのは「同規則第七十五条の關係市町村長に対し、同規則第七十一条第一項の」と、「準備書に」とあるのは「同項の準備書に」と読み替えるものとする。

(準備書についての審査会への意見照会)

第七十六条 条例第十七条の規定は、準備書についての審査会への意見の求めについて準用する。この場合において、同条中「第十五条第一項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第七十三条第一項において準用する第十五条第一項」と、「準備書及び」とあるのは「同規則第七十一条第一項の準備書及び」と、「準備書に」とあるのは「同項の準備書に」と読み替えるものとする。

(説明会の開催)

第七十七条 条例第十八条第一項の規定は、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下この款及び第八款において「説明会」という。)の開催について準用する。この場合において、同項中「事業者は、規則で定めるところにより、第十五条第一項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第七十三条第一項において準用する第十五条第一項」と、「関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。）」とあるのは「同規則第七十二条第一項の關係地域(以下「關係地域」という。)内において、同規則第七十七条第一項の説明会」と、「説明会を」とあるのは「同規則第七十七条第一項の説明会を」と読み替えるものとする。

2 第二十条の規定は、説明会の開催に係る日時及び場所の設定について準用する。この場合において、同条中「条例第十八条第一項に規定する説明会(以下この章において「説明会」という。）」とあるのは「第七十七条第一項の説明会」と、「説明会に」とあるのは「同項の説明会に」と読み替えるものとする。

(説明会の開催の周知)

第七十八条 条例第十八条第二項の規定は、説明会の開催の周知について準用する。この場合において、同項中「事業者は、」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第七十七条第一項の」と、「規則で定めるところにより、これらを」とあるのは「これらを同項の」と読み替えるものとする。

2 第二十一条の規定は、前項において準用する条例第十八条第二項の規定による周知の方法について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「条例第十八条第二項」とあるのは「第七十八条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十八条第二項」と、同項第一号中「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載」とあるのは「府公報への掲載」と、同条第二項中「条例第十八条第二項」とあるのは「第七十八条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十八条第二項」と、同項

第一号中「事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「対象事業の名称」とあるのは「第五十八条第一項の都市計画対象事業の名称」と、「対象事業の実施予定地」とあるのは「同項の都市計画対象事業が実施される予定の場所」と、同項第三号中「関係地域」とあるのは「第七十二条第一項の関係地域」と、同項第四号中「説明会」とあるのは「第七十七条第一項の説明会」と読み替えるものとする。

(説明会報告書の提出)

第七十九条 条例第十八条第三項の規定は、説明会の結果を記載した書類に関して準用する。この場合において、同項中「事業者は、」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第七十七条第一項の」と、「規則で定めるところにより、知事」とあるのは「知事」と、「関係市町村長」とあるのは「同規則第七十五条の関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第二十二条の規定は、前項において準用する条例第十八条第三項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第二十二条中「条例第十八条第三項」とあるのは「第七十九条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十八条第三項」と、「説明会の」とあるのは「第七十七条第一項の説明会の」と読み替えるものとする。

(説明会開催結果報告書の縦覧)

第八十条 条例第十八条第四項の規定は、前条第一項において準用する条例第十八条第三項の書類の一般の縦覧について準用する。この場合において、条例第十八条第四項中「前項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第七十九条第一項において準用する第十八条第三項」と、「規則で定めるところにより、その写し」とあるのは「その写し」と読み替えるものとする。

2 第二十三条において準用する第十一条の規定は、前項において準用する条例第十八条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第二十三条において準用する第十一条中「条例第十八条第四項」とあるのは「第八十条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十八条第四項」と、「同条第三項」とあるのは「第七十九条第一項において準用する同条例第十八条第三項」と読み替えるものとする。

(説明会の中止等)

第八十一条 条例第十八条第五項の規定は、説明会を開催することを要しない場合について準用する。この場合において、同項中「事業者は、その責め」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、その責め」と、「事由であつて規則で定めるものにより、第二項」とあるのは「事由により、同規則第七十八条第一項において準用する第十八条第二項」と、「周知をした説明会」とあるのは「周知をした同規則第七十七条第一項の説明会」と、「事業者は、その旨」とあるのは「同規則第五十七条の都市計画決定権者は、その旨」と、「規則で定めるところにより、第十五条第一項」とあるのは「同規則第七十三条第一項において準用する第十五条第一項」と、「要約書」とあるのは「同規則第七十一条第一項の要約書」と、「準備書」とあるのは「同項の準備書」と読み替えるものとする。

2 第二十四条の規定は、前項において準用する条例第十八条第五項に規定する都市計画決定権者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第二十四条中「条例第十八条第五項の事業者」とあるのは「第八十一条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十八条第五項の第五十七条の都市計画決定権者」と、「事由であつて規則で定めるもの」とあるのは「事由」と、同条第一号中「説明会」とあるのは「第七十七条第一項の説明会(以下「説明会」という。）」と、同条第二号中「事業者」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

3 第二十五条の規定は、第一項において準用する条例第十八条第五項の規定による周知について準用する。この場合において、第二十五条中「条例第十八条第五項」とあるのは「第八十一条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十八条第五項」と、「周知は、」とあるのは「周知は、第七十一条第一項の」と、「周知をした後、」とあるのは「周知をした後、同項の」と読み

替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第八十二条 条例第十九条第一項の規定は、準備書についての意見書の提出について準用する。この場合において、同項中「準備書」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第七十一条第一項の準備書」と、「規則で定めるところにより、第十五条第一項」とあるのは「同規則第七十三条第一項において準用する第十五条第一項」と、「事業者」とあるのは「同規則第五十七条の都市計画決定権者が府(都市計画法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合)にあっては、当該地方整備局長)である場合にあっては同規則第五十七条の都市計画決定権者に対し、同条の都市計画決定権者が市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市である場合にあっては同規則第五十七条の都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

2 第二十六条において準用する第九条の規定は、前項において準用する条例第十九条第一項の意見書の記載事項について準用する。この場合において、第二十六条において準用する第九条中「条例第十九条第一項」とあるのは「第八十二条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十九条第一項」と、同条第二号中「準備書」とあるのは「第七十一条第一項の準備書」と、「対象事業」とあるのは「第五十八条第一項の都市計画対象事業」と、同条第三号中「準備書」とあるのは「第七十一条第一項の準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての都市計画決定権者の見解書の提出等)

第八十三条 条例第十九条第二項の規定は、前条第一項において準用する条例第十九条第一項の規定により都市計画決定権者に対して述べられた意見に関して準用する。この場合において、条例第十九条第二項中「事業者は、前項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第八十二条第一項において準用する第十九条第一項」と、「規則で定めるところにより、知事」とあるのは「知事」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画決定権者」と、「事業者の」とあるのは「同規則第五十七条の都市計画決定権者の」と、「関係市町村長」とあるのは「同規則第七十五条の関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第二十七条の規定は、前項において準用する条例第十九条第二項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第二十七条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「条例第十九条第二項」とあるのは「第八十三条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十九条第二項」と読み替えるものとする。

(準備書についての知事に提出された意見書の概要の縦覧)

第八十四条 条例第十九条第三項の規定は、第八十二条第一項において準用する条例第十九条第一項の知事に提出された意見書に関して準用する。この場合において、条例第十九条第三項中「第一項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第八十二条第一項において準用する第十九条第一項」と、「関係市町村長」とあるのは「同規則第七十五条の関係市町村長」と、「規則で定めるところにより、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

2 第二十八条において準用する第十一条の規定は、前項において準用する条例第十九条第三項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第二十八条において準用する第十一条中「条例第十九条第三項」とあるのは、「第八十四条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十九条第三項」と読み替えるものとする。

(準備書についての都市計画決定権者の見解書の縦覧)

第八十五条 条例第十九条第四項の規定は、第八十三条第一項において準用する条例第十九条第二項の書類の一般の縦覧について準用する。この場合において、条例第十九条第四項中「第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第八十三条第一項において準用する第十九条第二項」と、「規則で定めるところにより、その写し」とあるのは「その写し」と読み替えるものとする。

2 第二十九条において準用する第十一条の規定は、前項において

準用する条例第十九条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第二十九条において準用する第十一条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「条例第十九条第四項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第十九条第四項」と、「同条第二項」とあるのは「第八十三条第一項において準用する同条例第十九条第二項」と読み替えるものとする。
 (公聴会の開催等)

第八十六条 条例第二十條第一項の規定は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会(以下この款において「公聴会」という。)の開催について準用する。この場合において、同項中「前条第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第八十三条第一項において準用する第十九条第二項」と、「規則で定めるところにより、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、」とあるのは「同規則第八十六条第一項の」と、「前条第一項」とあるのは「同規則第八十二条第一項において準用する第十九条第一項」と、「その他」とあるのは「その他同規則第八十六条第一項の」と読み替えるものとする。

2 第三十条から第三十九条までの規定は、公聴会の開催の手続について準用する。この場合において、第三十条中「条例第二十条第一項」とあるのは「第八十六条第一項」と、「以下この章において」とあるのは「以下」と、「関係地域」とあるのは「第七十二条第一項の関係地域」と、第三十一条第二号中「事業者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者の名称」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「第五十八条第一項の都市計画対象事業」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第八十六条第二項において準用する第三十二条」と、同条第三項中「事業者及び」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者及び第七十五条の」と、第三十二条中「以下この章において」とあるのは「以下」と、同条第二号中「準備書」とあるのは「第七十一条第一項の準備書」と、「対象事業」とあるのは「第五十八条第一項の都市計画対象事業」と、同条第三号中「準備書」とあるのは「第七十一条第一項の準備書」と、第三十三条及び第三十四条中「以下この章において」とあるのは「以下」と、第三十九条中「条例第二十条第一項ただし書」とあるのは「第八十六条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第二十条第一項ただし書」と、「事業者及び」とあるのは「第五十七条の都市計画決定権者及び第七十五条の」と読み替えるものとする。

(公述意見書の送付)

第八十七条 条例第二十条第二項の規定は、公聴会において述べられた意見を記載した書類(以下この款及び次款において「公述意見書」という。)の送付について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第八十六条第一項において準用する第二十条第一項」と、「公聴会を」とあるのは「同規則第八十六条第一項の公聴会を」と、「当該公聴会において述べられた意見を記載した書類(以下「公述意見書」という。))を、事業者及び」とあるのは「同規則第八十七条の公述意見書を、同規則第五十七条の都市計画決定権者及び同規則第七十五条の」と読み替えるものとする。

(公述意見書についての都市計画決定権者の見解書の提出等)

第八十八条 条例第二十一条第一項の規定は、公述意見書についての都市計画決定権者の見解を記載した書類に関して準用する。この場合において、同項中「事業者は、」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第八十七条の」と、「規則で定めるところにより、知事に対し、」とあるのは「知事に対し同項の」と、「事業者の」とあるのは「同規則第五十七条の都市計画決定権者の」と、「関係市町村長」とあるのは「同規則第七十五条の関係市町村長」と読み替えるものとする。

2 第四十条の規定は、前項において準用する条例第二十一条第一項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第四十条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第一項中「条例第二十一条第一項」とあるのは「第八十八条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第二十一条第一項」と、同条第二項中「条例第二十一条第一項」とあ

るのは「第八十八条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第二十一条第一項」と、「公述意見書」とあるのは「第八十七条の公述意見書」と読み替えるものとする。

(公述意見書についての都市計画決定権者の見解書の縦覧)

第八十九条 条例第二十一条第二項の規定は、前条第一項において準用する条例第二十一条第一項の書類の一般の縦覧について準用する。この場合において、条例第二十一条第二項中「前項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第八十八条第一項において準用する第二十一条第一項」と、「規則で定めるところにより、その写しを」とあるのは「その写しを同規則第八十七条の」と読み替えるものとする。

2 第四十一条において準用する第十一条の規定は、前項において準用する条例第二十一条第二項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第四十一条において準用する第十一条の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「条例第二十一条第二項」とあるのは「第八十九条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第二十一条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第八十八条第一項において準用する同条例第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

(準備書についての知事の意見の申述)

第九十条 条例第二十二条第一項の規定は、準備書についての知事の意見の申述について準用する。この場合において、同項中「第十九条第二項の書類」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第八十八条第一項において準用する第二十一条第一項の書類(規則第八十六条第一項において準用する第二十条第一項ただし書の規定により規則第八十六条第一項の公聴会を開催する必要がないと認めるときは、規則第八十三条第一項において準用する第十九条第二項の書類)」と、「規則で定める期間内に、事業者に対し、」とあるのは「規則第五十七条の都市計画決定権者に対し、規則第七十一条第一項の」と、同項第一号中「第十六条第一項の関係市町村長」とあるのは「規則第七十五条において準用する第十六条第一項」と、同項第二号中「第十七条」とあるのは「規則第七十六条において準用する第十七条」と、同項第三号中「第十九条第一項」とあるのは「規則第八十二条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第四号中「第十九条第二項」とあるのは「規則第八十三条第一項において準用する第十九条第二項」と、「事業者」とあるのは「規則第五十七条の都市計画決定権者」と、同項第五号中「第二十条第二項」とあるのは「規則第八十七条」と、同項第六号中「前条第一項の事業者」とあるのは「規則第八十八条第一項において準用する第二十一条第一項の都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

(準備書についての知事の意見の書面の写しの送付)

第九十一条 条例第二十二條第二項の規定は、前条において準用する条例第二十二條第一項の書面の写しの送付について準用する。この場合において、条例第二十二條第二項中「前項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第九十条において準用する第二十二條第一項」と、「関係市町村長」とあるのは「同規則第七十五条の関係市町村長」と読み替えるものとする。

第四款 評価書

(評価書の提出等)

第九十二条 都市計画決定権者は、第九十条において準用する条例第二十二條第一項の規定により意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八十二条第一項において準用する条例第十九条第一項の都市計画決定権者に対して述べられた意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下この款において「評価書」という。)を知事に対し提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

一 第七十一条第一項各号に掲げる事項

二 第八十二条第一項において準用する条例第十九条第一項の規定により都市計画決定権者に対して述べられた意見の概要

三 第八十七条において準用する条例第二十条第二項の公述意見書に記載された意見の概要

四 第九十条において準用する条例第二十二條第一項の知事の意見

- 五 前三号の意見についての都市計画決定権者の見解
- 2 第四十三条の規定は、前項の規定による評価書の提出について準用する。この場合において、同条中「条例第二十三条第二項」とあるのは「第九十二条第一項」と、「評価書」とあるのは「同項の評価書」と読み替えるものとする。
- 3 都市計画決定権者は、都市計画決定権者が府(都市計画法第二十二條第一項の場合)にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五條の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合)にあつては、当該地方整備局長)である場合にあつては都市計画法第十八條第二項(同法第二十一條第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の規定による府都市計画審議会への付議を行うとき、都市計画決定権者が市又は町村である場合)にあつては同法第十九條第三項(同法第二十一條第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の規定により知事に協議し、又は知事の同意を得るとき、都市計画決定権者が同法第八十七條の二第一項の指定都市である場合)にあつては同法第六項(都市再生特別措置法第五十一條第四項において準用する場合を含む。)(の規定による知事の意見の聴取を行うときは、都市計画の案に評価書を添付しなければならない。
- 4 都市計画決定権者は、都市計画法第二十條第一項(同法第二十一條第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の規定による図書の写しの送付を行うときは、当該図書に評価書を添付しなければならない。

(評価書についての公示及び縦覧)

- 第九十三條 条例第二十四條第一項の規定は、評価書についての公示及び一般の縦覧について準用する。この場合において、同項中「前條第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第九十二條第一項」と、「評価書の提出」とあるのは「同項の評価書の提出」と、「規則で定めるところにより、速やかに、その旨」とあるのは「その旨」と、「公示の日」とあるのは「同規則第五十七條の都市計画決定権者が都市計画法第二十條第二項(同法第二十一條第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(の規定により図書又はその写しを公衆の縦覧に供する日」と読み替えるものとする。
- 2 第四十四條において準用する第七條及び第四十五條において準用する第八條の規定は、前項において準用する条例第二十四條第一項の規定による公示及び一般の縦覧について準用する。この場合において、第四十四條において準用する第七條中「条例第二十四條第一項」とあるのは「第九十三條第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第二十四條第一項」と、同條第一号中「事業者の氏名及び主たる事務所の所在地」とあるのは「第五十七條の都市計画決定権者の名称」と、同條第二号中「対象事業の名称」とあるのは「第五十八條第一項の都市計画対象事業の名称」と、「第七條第二号の対象事業の実施予定地」とあるのは「同項の都市計画対象事業が実施される予定の場所」と、同條第三号中「条例第十四條の關係地域」とあるのは「第七十二條第一項の關係地域」と、同條第四号中「評価書」とあるのは「第九十二條第一項の評価書」と、第四十五條において準用する第八條中「条例第二十四條第一項」とあるのは「第九十三條第一項において準用する大阪府環境影響評価条例第二十四條第一項」と、「評価書」とあるのは「第九十二條第一項の評価書」と、同條第二号中「事業者」とあるのは「第五十七條の都市計画決定権者」と、同條第三号中「条例第十四條の關係地域」とあるのは「第七十二條第一項の關係地域」と読み替えるものとする。

(都市計画決定権者が行う評価書についての縦覧)

- 第九十三條の二 都市計画決定権者は、第九十二條第一項の規定により評価書を提出したときは、速やかに、当該評価書の写しを一月間一般の縦覧に供しなければならない。

(事業者の届出)

- 第九十四條 都市計画決定権者は、都市計画法第二十條第一項の規定による都市計画の決定の告示の日以後、遅滞なく、当該都市計

画に係る都市計画対象事業に係る事業者を書面で知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、事業者届出書(様式第十四号)を提出することにより行わなければならない。

(事業者への評価書の送付)

第九十五条 知事は、前条第一項の規定による届出を受けたときは、評価書の写しを事業者に送付する。

第五款 都市計画対象事業の内容の変更等

(都市計画対象事業の変更の場合の届出)

第九十六条 条例第三十一条第一項の規定は、第五十八条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合における届出について準用する。この場合において、条例第三十一条第一項中「事業者は、第六条」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第五十九条第一項において準用する第六条」と、「対象事業を完了する」とあるのは「同規則第九十四条第一項の規定による届出をする」と、「第五条第一項第二号」とあるのは「同規則第五十八条第一項第二号」と、「対象事業に」とあるのは「同項の都市計画対象事業に」と、「規則で定めるところにより、その旨」とあるのは「その旨」と、「規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更」とあるのは「同規則第五十八条第一項の都市計画対象事業の変更でその実施により新たに環境に影響を及ぼすおそれのないもの又は同項の都市計画対象事業への公害の防止若しくは自然環境の保全のために行われる緑地その他の施設の整備の追加」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する条例第三十一条第一項の規定による届出は、都市計画対象事業変更届出書(様式第十五号)を提出することにより行わなければならない。

(都市計画対象事業の変更の場合の届出についての公示等)

第九十七条 条例第三十一条第二項の規定は、前条第一項において準用する条例第三十一条第一項の規定による届出に関して準用する。この場合において、条例第三十一条第二項中「前項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第九十六条第一項において準用する第三十一条第一項」と、「調査市町村長又は」とあるのは「同規則第六十条の調査市町村長又は同規則第七十五条の」と読み替えるものとする。

(手続の再実施についての通知)

第九十八条 条例第三十一条第三項の規定は、第九十六条第一項において準用する条例第三十一条第一項の規定による届出があつた場合における手続の実施に係る通知について準用する。この場合において、条例第三十一条第三項中「第一項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第九十六条第一項において準用する第三十一条第一項」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「第三章から第六章まで」とあるのは「同規則第八章第二款から第四款まで」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

(手続の再実施)

第九十九条 条例第三十一条第四項の規定は、前条において準用する条例第三十一条第三項の規定による通知に係る手続の実施について準用する。この場合において、条例第三十一条第四項中「事業者は、前項」とあるのは、「大阪府環境影響評価条例施行規則第五十七条の都市計画決定権者は、同規則第九十八条において準用する第三十一条第三項」と読み替えるものとする。

(都市計画対象事業の廃止等の届出)

第一百条 条例第三十二条第一項(第三号を除く。)の規定は、都市計画対象事業の廃止等の届出について準用する。この場合において、同項中「事業者は、第六条」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第五十七条の都市計画決定権者は、規則第五十九条第一項において準用する第六条」と、「対象事業を完了する」とあるのは「規則第九十四条第一項の規定による届出をする」と、「規則で定めるところにより、その旨」とあるのは「その旨」と、同項第一号中「対象事業」とあるのは「規則第五十八条第一項の都市計画対象事業」と、同項第二号中「第五条第一項第二号」とあるのは「規則第五十八条第一項第二号」と、「対象事業」とあるのは「同項の都市計画対象事業」と読み替えるものとする。

(対象事業を定める都市計画に係る都市計画の案の縦覧期間等)

第三十三条の二 前条第一号の規定により府が環境影響評価その他の手続を対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行う場合においては、当該都市計画の案の縦覧期間は都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による公告の日から起算して一月間とし、当該都市計画の案に係る同法第十七条第二項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による意見書の提出の期間は当該公告の日から、当該縦覧期間の満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間とする。

2 前項において準用する条例第三十二条第一項の規定による届出は、都市計画対象事業廃止等届出書(様式第十六号)を提出することにより行わなければならない。
(都市計画対象事業の廃止等の届出の準用)
第百一条 条例第三十二条第二項の規定は、前条第一項において準用する条例第三十二条第一項の規定による届出について準用する。この場合において、条例第三十二条第二項中「前条第二項」とあるのは「大阪府環境影響評価条例施行規則第九十七条において準用する第三十一条第二項」と、「前項」とあるのは「同規則第百条第一項において準用する第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

第六款 都市計画に係る手続との調整

第百一条の二 第七十三条第一項において準用する条例第十五条第一項又は第九十三条第一項において準用する条例第二十四条第一項の規定による公示は、条例第三十三条第一号の規定により府が環境影響評価その他の手続を対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行う場合においては、当該都市計画についての都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(の規定による公告又は同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による告示と併せて行うものとする。

2 第七十四条の二の規定による縦覧は当該都市計画決定権者に係る都市計画についての都市計画法第十七条第一項の規定による縦覧と併せて行い、第九十三条の二の規定による縦覧は当該都市計画決定権者に係る都市計画についての同法第二十条第二項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による縦覧と併せて行うものとする。

第七款 事業者の行う環境影響評価との調整

第百一条の三 事業者が条例第五条第一項の規定により方法書を作成してから知事が条例第六条の規定による公示を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業又は対象事業に係る施設(以下この条において「対象事業等」という。)(を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者(事業者が既に条例第五条第二項の規定により当該方法書を提出しているときは、事業者及び知事)にその旨を通知したときは、当該都市計画対象事業についての条例第三十三条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなす。

3 知事が条例第六条の規定による公示を行つてから条例第十五条第一項の規定による公示を行うまでの間において、これらの公示に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び知事にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつてはその通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画対象事業については、条例第三十三条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、第六十条の調査市町村長に対象事業等を都市計画に定めようとする旨を通知するものとする。

5 第三項の場合において、同項の規定による通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

6 知事が条例第十五条第一項の規定による公示を行つた後において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画対象事業については、事業者は引き続き条例第四章、第五章及び第七章の規定により行うべき環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第三

十三条の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第二十四条第一項の規定による公示が行われた後、速やかに、都市計画決定権者に当該公示に係る同項の評価書を送付しなければならない。

第八款 事業者の協力

(市町村及び事業者又は事業者の協力)

第二百二条 都市計画決定権者は、都市計画対象事業が行われる区域の存する市町村及び当該都市計画対象事業を実施しようとする者(以下「事業者」という。)又は事業者に対し、第五十八条から第九十二条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者又は事業者は、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行わなければならない。

第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続)

第三十四条 この条において「港湾環境影響評価」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

2 港湾法第二条第一項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画(法第四十八条第一項の対象港湾計画を除く。以下「対象港湾計画」という。)について、次項及び第四項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

(対象港湾計画の要件)

第三百三条 条例第三十四条第二項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更であつて、当該港湾計画又は当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められたものを除く。以下「埋立て等区域」という。)の面積の合計が百ヘクタール以上であるものとする。

(港湾環境影響評価の手続の準用等)

第四百条 第十七条、第十八条において準用する第七条、第十九条において準用する第八条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条において準用する第十一条、第二十四条、第二十五条、第二十六条において準用する第九条、第二十八条において準用する第十一条、第二十九条において準用する第十一条、第三十条から第四十条まで、第四十一条において準用する第十一条、第四十四条において準用する第七条及び第四十五条において準用する第八条の規定は、条例第三十四条第二項の規定による港湾環境影響評価その他の手続の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条	条例第十四条	大阪府環境影響評価条例(以下「条例」という。)第三十四条第三項において準用する条例第十四条
以下この章において	対象事業	以下
第十七条第一号から第三号まで	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
第十八条において準用する第七条	条例第十五条第一項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十五条第一項
第十八条において準用する第七条第一号	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所(所在地))	港湾管理者の名称

第十八条において準用する第七条第二号	対象事業の名称、種類及び規模並びに第七条第二号の対象事業の実施予定地	対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積
第十八条において準用する第七条第三号	条例第十四条の関係地域	関係地域
第十八条において準用する第七条第六号	条例第十九条第一項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十九条第一項
第十九条において準用する第八条	条例第十五条第一項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十五条第一項
第十九条において準用する第八条第二号	事業者	港湾管理者
第十九条において準用する第八条第三号	条例第十四条の関係地域	関係地域
第二十条	条例第十八条第一項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十八条第一項
第二十一条	以下この章において 条例第十八条第二項	以下 条例第三十四条第三項において準用する条例第十八条第二項
第二十一条第二項第一号	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称
第二十一条第二項第二号	対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業の実施予定地	対象港湾計画の名称及び埋立て等区域の面積
第二十二条	条例第十八条第三項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十八条第三項
第二十三条において準用する第十一条	条例第十八条第四項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十八条第四項
第二十四条	条例第十八条第五項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十八条第五項
第二十五条	事業者 条例第十八条第五項	港湾管理者 条例第三十四条第三項において準用する条例第十八条第五項
第二十六条において準用する第九条	条例第十九条第一項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十九条第一項
第二十六条において準用する第九条第二号	対象事業	対象港湾計画
第二十八条において準用する第十一条	条例第十九条第三項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十九条第三項
第二十九条において準用する第十一条見出し	事業者	港湾管理者
第二十九条において準用する第十一条	条例第十九条第四項	条例第三十四条第三項において準用する条例第十九条第四項
第三十条	条例第二十条第一項	条例第三十四条第三項において準用する条例第二十条第一項
第三十一条第二項第二号	以下この章において 事業者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏	以下 港湾管理者の名称

	<p>3 第十一条から第二十四条まで(第十三条第一項第二号から第四号まで及び第八号並びに第十六条第二項を除く。)の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>環境影響評価</p> <p>港灣環境影響評価</p>
<p>第十一条第一項</p>	<p>事業者は、前条第一項の規定により意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の事業者に対して述べられた意見に配慮して第五条第一項第四号及び第五号に掲げる事項に検討を加</p>	<p>第三十四条第二項の「港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)</p>

<p>第三十一条第二項第三号</p>	<p>対象事業</p>	<p>対象港灣計画</p>
<p>第三十一条第三項</p>	<p>事業者</p>	<p>港湾管理者</p>
<p>第三十二条</p>	<p>以下この章において</p>	<p>以下</p>
<p>第三十二条第二号</p>	<p>対象事業</p>	<p>対象港灣計画</p>
<p>第三十三条、第三十四条</p>	<p>以下この章において</p>	<p>以下</p>
<p>第三十九条、第四十条見出し</p>	<p>事業者</p>	<p>港湾管理者</p>
<p>第四十条</p>	<p>条例第二十一条第一項</p>	<p>条例第三十四条第三項において準用する条例第二十一条第一項</p>
<p>第四十一条において準用する第十一条見出し</p>	<p>事業者</p>	<p>港湾管理者</p>
<p>第四十一条において準用する第十一条</p>	<p>条例第二十一条第二項</p>	<p>条例第三十四条第三項において準用する条例第二十一条第二項</p>
<p>第四十四条において準用する第七条</p>	<p>条例第二十四条第一項</p>	<p>条例第三十四条第三項において準用する条例第二十四条第一項</p>
<p>第四十四条において準用する第七条第一号</p>	<p>事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p>	<p>港湾管理者の名称</p>
<p>第四十四条において準用する第七条第二号</p>	<p>対象事業の名称、種類及び規模並びに第七条第二号の対象事業の実施予定地</p>	<p>対象港灣計画の名称及び埋立て等区域の面積</p>
<p>第四十四条において準用する第七条第三号</p>	<p>条例第十四条の関係地域</p>	<p>関係地域</p>
<p>第四十五条において準用する第八条</p>	<p>条例第二十四条第一項</p>	<p>条例第三十四条第三項において準用する条例第二十四条第一項</p>
<p>第四十五条において準用する第八条第二号</p>	<p>事業者</p>	<p>港湾管理者</p>
<p>第四十五条において準用する第八条第三号</p>	<p>条例第十四条の関係地域</p>	<p>関係地域</p>

2 条例第三十四条第三項において準用する条例第十三条第二項の規定による準備書及び要約書の提出は、当該準備書及び要約書に港灣環境影響評価準備書及び要約書提出書(様式第十七号)を添付して行わなければならない。

3 条例第三十四条第三項において準用する条例第十三条第二項の規定で定める時期は、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第三項の規定により地方港灣審議会の意見を聴く前とする。

4 条例第三十四条第三項において準用する条例第十九条第二項の規定による書類の提出は、当該書類に港灣環境影響評価準備書についての意見の概要及び見解提出書(様式第十八号)を添付して行わなければならない。

5 条例第三十四条第三項において準用する条例第二十二条第一項の規則で定める期間は、条例第三十四条第三項において準用する条例第十九条第二項の規定による書類の提出を受けた日から百二十日とする。

6 条例第三十四条第三項において準用する条例第二十三条第二項の規定による評価書の提出は、当該評価書に港灣環境影響評価書提出書(様式第十九号)を添付して行わなければならない。

	対事業に係る環境影響評価 え	第三十四条第二項の 対象港湾計画（以下 「対象港湾計画とい う。」に定められる同 条第一項の港湾開発 等（以下「港湾開発 等」という。）に係る 同項の港湾環境影響 評価（以下「港湾環境 影響評価」という。）
第十一条第二 項	事業者	港湾管理者
第十二条見出 し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十二条	事業者 対象事業に係る環 境影響評価	港湾管理者 対象港湾計画に定め られる港湾開発等に 係る港湾環境影響評 価
第十三条第一 項	事業者 対象事業に係る環 境影響評価 環境影響評価準備 書	港湾管理者 対象港湾計画に定め られる港湾開発等に 係る港湾環境影響評 価 港湾環境影響評価準 備書
第十三条第一 項第一号	第五条第一項各号 に掲げる事項	港湾管理者の名称及 び住所、対象港湾計 画に定められる港湾 開発等の名称、目的 及び内容（当該対象 港湾計画に定められ る港湾開発等の計画 の策定の経緯を含 む。）、港湾環境影響 評価を実施する地域 及びその地域の概 況、第三十四条第一 項の港湾環境影響の 要因及び港湾環境影 響評価の項目、港湾 環境影響評価の調 査、予測及び評価の 手法並びにその他規 則で定める事項
第十三条第一 項第六号	環境影響評価 対象事業	港湾環境影響評価 対象港湾計画に定め られる港湾開発等
第十三条第一 項第九号	環境影響評価	港湾環境影響評価
第十三条第二 項	事業者 対象事業の種類ご とに規則	港湾管理者 規則
第十四条	対象事業 環境影響 事業者	対象港湾計画に定め られる港湾開発等 第三十四条第一項の 港湾環境影響 港湾管理者 港湾管理者
第十八条（第四 項を除く。）、 第十九条第一 項及び第二項、 第二十条第二 項、第二十一条 見出し及び第 一項、第二十二	事業者	港湾管理者

項	関係市町村長	者
	法第十五条の関係市町村長	
第二十四条第一項	前条第二項	法第二十六条第二項
	評価書	法第二十一条第二項の評価書
第二十七条第一項	提出	送付
	事業者	法第二条第五項の事業者
第二十七條第一項	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業
	規則及び技術指針	規則
第二十七條第一項	事後調査	法第二条第四項に規定する対象事業の実施以後に当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査
	評価書において事後調査を実施しないこととした場合であつて、知事	知事
第二十七條第二項	関係市町村長	法第十五条の関係市町村長
	事業者	法第二条第五項の事業者
第二十七條第二項	事後調査	第三十五条第一項において準用する第二十七条第一項の調査
	事業者	法第二条第五項の事業者
第二十八條第一項	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業
	事業者	法第二条第五項の事業者
第二十八條第二項	事後調査	第三十五条第一項において準用する第二十七条第二項
	事業者	法第二条第五項の事業者
第二十九條第一項	事業者	法第二条第五項の事業者
	事後調査	第三十五条第一項において準用する第二十七条第一項の調査
第二十九條第二項	事後調査	第三十五条第一項において準用する第二十七条第二項
	事業者	法第二条第五項の事業者
第三十條第一項	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業
	事業者	法第二条第五項の事業者
第三十條第二項	事後調査	第三十五条第一項において準用する第二十七条第二項
	事業者	法第二条第五項の事業者
第四十四條第一項	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業

第七條第二号	対象事業の名称	法対象事業の名称
第七條第三号	この章及び次章において「対象事業	「法対象事業
第七條第四号	環境影響評価	法第二条第一項の環境影響評価
第七條第六号	方法書	法第五条第一項の方法書(以下「方法書」という。)
第八條	法第九條第一項	法第八條第一項
第八條第二号	事業者	法対象事業者(法の都市計画対象事業の場合にあつては、法の都市計画決定権者)
第八條第三号	法第九條第一項第三号の事業者	法第六條第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる法対象事業者
第十二條において準用する第十一條見出し	事業者	法対象事業者
第十二條において準用する第十一條	法第九條第四項	法第九條第四項
第十八條において準用する第七條	同条第二項の規定による書類の提出	法第九條の規定による書類の送付
第十八條において準用する第七條第一号	事業者	法対象事業者
第十八條において準用する第七條第二号	所在地	所在地(法の都市計画対象事業の場合にあつては、法の都市計画決定権者の名称)
第十八條において準用する第七條第二号	対象事業の名称	法対象事業の名称
第十八條において準用する第七條第三号	第七條第二号の対象事業	法対象事業
第十八條において準用する第七條第四号	準備書	法第十四條第一項の準備書(以下「準備書」という。)
第十九條において準用する第八條	法第十五條第一項	法第十五條第一項
第十九條において準用する第八條	事業者	法対象事業者(法の都市計画対象事業の場合にあつては、法の都市計画決定権者)
第十九條において準用する第八條第三号	地域	関係地域
第二十九條において準用する第十一條見出し	事業者	法対象事業者
第二十九條において準用する第十一條見出し	法第九條第四項	法第三十五條第一項

大阪府環境影響評価条例

大阪府環境影響評価条例施行規則

<p>準用する第十一条</p>	<p>同条第二項 提出</p>	<p>項において準用する 条例第十九条第四項 法第十九条 送付</p>
<p>第三十条</p>	<p>条例第二十条第一項</p>	<p>条例第三十五条第一 項において準用する 条例第二十条第一項 以下</p>
<p>第三十一条第二項第 二号</p>	<p>以下この章において 事業者</p>	<p>法対象事業者</p>
<p>第三十一条第二項第 三号</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名（法の都市計画 対象事業者の場合にあ つては、法の都市計 画決定権者の名称） 法対象事業者</p>
<p>第三十一条第三項</p>	<p>事業者及び</p>	<p>法対象事業者（法の 都市計画対象事業者の 場合にあつては、法 の都市計画決定権 者）及び法第十五条 の</p>
<p>第三十二条</p>	<p>以下この章において 対象事業</p>	<p>以下 法対象事業</p>
<p>第三十二条第二号</p>	<p>以下この章において</p>	<p>以下</p>
<p>第三十三条、第三十 四条</p>	<p>条例第二十条第一項 ただし書</p>	<p>条例第三十五条第一 項において準用する 条例第二十条第一項 ただし書</p>
<p>第三十九条</p>	<p>事業者及び</p>	<p>法対象事業者（法の 都市計画対象事業者の 場合にあつては、法 の都市計画決定権 者）及び法第十五条 の</p>
<p>第四十四条において 準用する第七条</p>	<p>条例第二十四条第一 項</p>	<p>条例第三十五条第一 項において準用する 条例第二十四条第一 項</p>
<p>第四十四条において 準用する第七条第一 号</p>	<p>事業者</p>	<p>法対象事業者</p>
<p>第四十四条において 準用する第七条第二 号</p>	<p>所在地</p>	<p>所在地（法の都市計 画対象事業者の場合に あつては、法の都市 計画決定権者の名 称） 法対象事業者の名称</p>
<p>第四十四条において 準用する第七条第三 号</p>	<p>第七号第二号の対象 事業 条例第十四条の關係 地域</p>	<p>法対象事業 關係地域</p>
<p>第四十四条において 準用する第七条第四 号</p>	<p>評価書</p>	<p>法第二十六条第二項 の評価書（以下「評価 書」という。）</p>
<p>第四十五条において 準用する第八条</p>	<p>条例第二十四条第一 項</p>	<p>条例第三十五条第一 項において準用する 条例第二十四条第一 項</p>
<p>第四十五条において 準用する第八条第二 号</p>	<p>事業者</p>	<p>法対象事業者（法の 都市計画対象事業の 場合にあつては、法</p>

<p>第四十五条において準用する第八条第三号</p>	<p>条例第十四条の関係地域</p>	<p>の都市計画決定権者） 関係地域</p>
<p>第四十六条</p>	<p>条例第二十七条第一項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第二十七条第一項</p>
<p>第四十七条において準用する第十一条</p>	<p>条例第二十七条第二項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第二十七条第二項</p>
<p>第四十七条の二において準用する第四十六条</p>	<p>条例第二十七条の二第一項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第二十七条の二第一項</p>
<p>第四十七条の二において準用する第四十七条において準用する第十一条</p>	<p>条例第二十七条の二第二項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第二十七条の二第二項において準用する条例第二十七条第二項</p>
<p>第四十八条</p>	<p>条例第二十七条の二第一項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第二十七条の二第一項</p>
<p>第四十九条において準用する第十一条</p>	<p>条例第二十八条第一項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第二十八条第一項</p>
<p>第五十条</p>	<p>条例第二十九条第二項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第二十九条第二項</p>
<p>第五十一条において準用する第十一条</p>	<p>条例第二十九条第三項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第二十九条第三項において準用する、条例第三十五条第一項において準用する条例第二十九条第二項</p>
<p>第五十二条</p>	<p>条例第三十条第一項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第三十条第一項</p>
<p>第五十三条において準用する第十一条</p>	<p>条例第三十条第二項</p>	<p>条例第三十五条第一項において準用する条例第三十条第二項において準用する、</p>

2 知事は、法第九条の書類の送付を受けたときは、法第二条第五項の事業者(以下この条において「法対象事業者」という。)に対し、当該書類に記載された意見についての当該法対象事業者の見解を書類により求めることができる。

3 知事は、法第十条第一項又は第五項の場合において、同条第三項の規定による勘案及び配意又は法第九条の書類に記載された意見への配意に加え、第一項において準用する第八条の意見及び前項の規定により見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときはその見解を勘案するものとする。

4 知事は、法第十条第一項又は第五項の規定により意見を述べたときは、速やかに、当該書面の写しを法第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長に送付するとともに、規則で定めるところにより、これを一般の縦覧に供するものとする。

5 知事は、第一項において準用する第二十条第二項の公述意見書を法対象事業者に送付したときは、当該法対象事業者に対し、当該公述意見書に記載された意見についての当該法対象事業者の見解を記載した書類の提出を求めることができる。

6 知事は、法第二十条第一項又は第五項の場合において、同条第三項の規定による勘案及び配意又は法第十九条の書類に記載された意見及び法対象事業者の見解への配意に加え、第一項において準用する第十七条及び第二十条第一項の意見並びに前項の見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときはその見解を勘案するものとする。

7 知事は、法第二十条第一項又は第五項の規定により意見を述べたときは、速やかに、当該書面の写しを法第十五条の關係市町村長に送付するものとする。

8 知事は、法対象事業者又はこの者に代わって第一項において準用する第二十七条第一項の調査を行う旨の申出に基づき知事が適当と認めた者(以下この条において「法対象事業者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該法対象事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

一 この条例の規定に違反して第一項において準用する第二十七条第一項の調査その他の手続を実施しないとき。

二 虚偽の記載をした第一項において準用する第二十九条第二項の事後調査報告書を提出したとき。

三 第一項において準用する第二十九条第四項に規定する必要な措置を講じないとき。

四 第一項において準用する第四十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

	条例第三十五条第一項において準用する条例第二十七条第一項に規定する事後調査計画書の作成に当たっては、技術指針の事後調査に該当する部分に基づき行わなければならない。 (方法書についての法対象事業者の見解書の提出等)	条例第三十五条第一項において準用する条例第二十七条第二項
条例第三十条第一項	条例第三十五条第一項において準用する条例第三十条第一項	条例第三十五条第一項

2 条例第三十五条第一項において準用する条例第二十七条第一項に規定する事後調査計画書の作成に当たっては、技術指針の事後調査に該当する部分に基づき行わなければならない。
(方法書についての法対象事業者の見解書の提出等)

第百六条 条例第三十五条第二項の規定により見解を書類により求められた法第二条第五項の事業者(以下「法対象事業者」という。)(法第二条第四項に規定する対象事業のうち法第四十条第二項の対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「法の都市計画対象事業」という。)(の場合にあつては、法第三十八条の六第一項の都市計画決定権者(以下「法の都市計画決定権者」という。)(の当該書類の提出は、当該書類に環境影響評価方法書についての意見の概要及び見解提出書(様式第二号)を添付して行わなければならない。

2 知事は、前項の書類の提出を受けたときは、その日から三年間当該書類の写しを一般の縦覧に供する。

(方法書についての知事の意見の縦覧の期間)

第百七条 第十四条において準用する第十一条の規定は、条例第三十五条第四項の規定により一般の縦覧に供する期間について準用する。この場合において、第十四条において準用する第十一条中「条例第十条第二項」とあるのは、「条例第三十五条第四項」と読み替えるものとする。

(公述意見書についての法対象事業者の見解書の提出等)

第百八条 条例第三十五条第五項の規定により見解を記載した書類の提出を求められた法対象事業者(法の都市計画対象事業の場合にあつては、法の都市計画決定権者)の当該書類の提出は、当該書類に公述意見書に対する見解提出書(様式第六号)を添付して行わなければならない。

2 前項の書類の提出は、当該書類の提出を求められた日から起算して三十日以内に行わなければならない。

3 第百六条第二項の規定は、第一項の書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第一項」と読み替えるものとする。

9 知事は、法対象事業者等に前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表するとともに、これら のことを当該法対象事業者等についての法第二条第四項に 規定する対象事業に係る許認可等の権限を有する者に通知 するものとする。

10 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、 当該法対象事業者等に、あらかじめその旨を通知し、その者 又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意 見の聴取を行わなければならない。

第十章 雑則
(研究開発)

第三十六条 知事は、環境影響評価及び事後調査の手法の研究 及び開発に努めるとともに、府の区域における環境の状況そ の他の情報の収集及び整理に努め、事業者及び府民に対し、 この条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続を実 施するに当たって必要な資料を提供するよう努めるものと する。

(手続の併合)
第三十七条 相互に関連する二以上の対象事業を実施しよう とする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象 事業について、併せて第三章から第七章までの環境影響評 価、事後調査その他の手続を行うことができる。

(評価書の公示後における環境影響評価、事後調査その他の手 続の再実施)
第三十八条 事業者は、第二十四条第一項の規定による公示の

日から起算して五年を経過した日以後に当該対象事業を実 施しようとするときは、第三章から第五章までに定める手続 の全部又は一部の再度の実施について知事と協議しなけれ ばならない。

(許認可等への配慮)
第三十九条 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき許認 可等を要することとされている場合において、当該許認可等 の権限を有するとき又は当該許認可等の権限を有する者に 対し意見を述べることができるときは、当該対象事業に係る 許認可等を行い、又は意見を述べるに当たり当該対象事業に 係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、許認可等の権限を 有する者が知事以外の者であるときは、許認可等の権限を有 する者に対し、当該評価書の写しを送付し、当該対象事業に 係る許認可等を行うに当たり、環境の保全の見地から当該評 価書の内容について配慮がなされるよう要請することができ る。

(勧告及び公表)

第四十条 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当す るときは、当該事業者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告す るものとする。

- 一 この条例の規定に違反して環境影響評価、事後調査その 他の手続を実施しないとき。
- 二 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書又は事後調査 報告書を提出したとき。
- 三 第二十五条の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- 四 第二十九条第四項に規定する必要な措置を講じないと き。
- 五 第四十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は 忌避したとき。

(法対象事業者の届出)
第九十九条 知事は、法の都市計画決定権者に対して、都市計画法第 二十条第一項の規定による都市計画の決定の告示の日以後、当該 都市計画に係る法の都市計画対象事業に係る法対象事業者(次条 において「法対象事業者」という。)を事業者届出書(様式第十四 号)により届け出るよう求めることがある。

(法対象事業者への評価書の送付)
第一百条 知事は、前条の規定による届出を受けたときは、法第四 十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第 二項の評価書の写しを法対象事業者に送付する。

第十章 雑則

2 知事は、事業者等に前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表するとともに、これらのことを当該事業者等についての対象事業に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者等に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(隣接府県の知事との協議)

第四十一条 知事は、第十四条の規定により関係地域を定める場合において、関係地域とすべき地域に本府の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域の存する府県の知事と協議するものとする。

(市町村との関係)

第四十二条 知事は、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、市町村長と相互に情報を提供するなど常に密接に連絡し、必要があると認めるときは協力を求めることができる。

2 市町村が対象事業又は対象港湾計画に関して、環境の保全の見地から制定する環境影響評価及び事後調査に関する条例(以下「市町村条例」という。)の内容がこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして、知事が規則で定めるところにより指定する市町村であつて、かつ、当該対象事業の実施区域が当該市町村内に限られるとき又は当該対象港湾計画が当該市町村を港湾管理者とする港湾の港湾計画であるときは、この条例の規定は、当該対象事業又は当該対象港湾計画については、適用しない。

3 前項の場合において、当該対象事業に係る環境影響評価を実施する地域及び関係地域に当該市町村以外の市町村(以下「隣接市町村」という。)が含まれるとき又は対象港湾計画に係る関係地域に隣接市町村が含まれるときは、知事は隣接市町村における環境影響評価、事後調査その他の手続又は港湾環境影響評価その他の手続について、適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、第二項の規定により指定した市町村の長に対し、必要と認める技術的な助言又は勧告を行うことができる。

(適用除外)

第四十三条 第三章から第八章までの規定は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

(立入検査)

第四十四条 知事は、対象事業に係る工事の着手後において、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者等の事務所又は対象事業が実施されている区域に立ち入り、当該対象事業等の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(報告の徴収)

第四十五条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

(条例と同等以上の効果が期待できる市町村条例を有するものとして指定する市)

第四十一条 条例第四十二条第二項の規則で定めるところにより指定する市は、大阪市及び堺市とする。

(身分証明書)

第四十二条 条例第四十四条第二項(条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。)の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の例によるものとする。

(書類の提出部数)

第四十三条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、その写しの部数を追加することができる。

第四十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に
関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、
第一章、第二章及び別表の規定は、平成十年四月一日から施
行する。

(平成十一年規則第十六号で第三章、第七章、第三十六条、第
三十七条(第三章及び第七章に関する部分に限る。)、第四十
二条(対象事業に関する部分に限る。)、第四十三条(第三章
及び第七章に関する部分に限る。)、第四十五条及び第四十
六条並びに附則第二条第一項及び第二項(同条第一項第一号
に掲げる書類に関する部分に限る。)、同条第三項並びに附
則第三条第一項及び第二項の規定は、平成十一年三月二十九
日から施行)

(平成十一年規則第七十七号で第四章から第六章まで、第八章、
第九章、第三十七条(同条例第三章及び第七章に関する部分
を除く。)、第三十八条から第四十一条まで、第四十二条(対
象事業に関する部分を除く。)、第四十三条(同条例第三章及
び第七章に関する部分を除く。)及び第四十四条並びに附則
第二条第一項及び第二項(同条第一項第一号に掲げる書類に
関する部分を除く。)並びに附則第三条第三項から第五項ま
での規定は、平成十一年六月十二日から施行)

(経過措置)

第二条 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業
となる事業について大阪府行政手続条例(平成七年大阪府条
例第二号)第三十四条に規定する行政指導その他の措置の定
めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があ
るときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみ
なす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であつて知事が事
業者から通知を受けたものであると認められるもの 第
五条の手続を経た方法書

二 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの
一般の意見を聴くための準備として作成された書類であ
つて第十五条第一項の公示及び縦覧並びに第十八条第一
項又は第五項後段の規定による周知のための措置に相当
する手続を経たものであると認められるもの 第十三条
から第十八条までの手続を経た準備書

三 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意
見の概要を記載した書類であつて知事に対する提出の手
続を経たものであると認められるもの 第十九条第二項
の手続を経た同項の書類

四 第二号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの
意見を有する者の意見を聴くため知事が開催した公聴会
において述べられた意見を記載したものであると認めら
れる書類 第二十条第二項の公述意見書

五 知事が第二号に掲げる書類について環境の保全の見地
からの意見を述べたものであると認められる書類 第二
十二条第一項の書面

六 第二十四条第一項の公示及び縦覧に相当する手続を経
たものであると認められる書類 同項の手続を経た評価
書

2 前項各号に掲げる書類は、規則で定める。

3 第一項第一号の規定にかかわらず、第四条第四項の規定に
よる技術指針の策定に係る公示の日(以下「指針公示日」と
いう。)前において、第一項第一号に掲げる書類の提出があ
つたときは、当該書類をこの条例の施行の日(以下「施行日」
という。)以後に第三章に規定する手続を経た方法書とみな
す。

第三条 施行日以後に事業者となるべき者は、指針公示日から
施行日の前日までの間において、第三章の規定の例による環
境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当
該手続は、この条例の相当する規定により施行日に行われた

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第
一章から第三章までの規定並びに第七章、第五十八条、第五十九
条(方法書に関する部分に限る。)並びに次項(条例附則第二条第
一項第一号に掲げる書類に関する部分に限る。)及び附則別表(同
表一の項に限る。)並びに別表第一及び別表第三(同表一の項及び
二の項に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(条例附則第二条第一項各号に掲げる書類)

2 条例附則第二条第一項各号に掲げる書類は、附則別表の中欄に
掲げる書類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
(条例附則第三条第三項の事業規模の縮小、規則で定める軽微な変
更等)

3 条例附則第三条第三項の事業規模の縮小、規則で定める軽微な
変更その他の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 事業規模の縮小
- 二 対象事業の変更でその実施により新たに環境に影響を及ぼす
おそれのないもの
- 三 対象事業への公害の防止又は自然環境の保全のために行われ
る緑地その他の施設の整備の追加

附則別表

一 条例附則第二条 第一項第一号に 掲げる書類	法の経過措置に係る書類であつて作成の 根拠が条例又は地方公共団体の行政指導 等であるものを指定する件(平成十年環境 庁告示第二十九号。以下「告示」という。) 別表第一の一の項の下欄第十号に掲げる 大阪府環境影響評価要綱(昭和五十九年大 阪府公告第九号。以下「要綱」という。) 第六条第一項の規定により作成された環 境影響評価実施計画書であつて、同条第二 項の規定による作成した旨の知事への通 知を経たもの
二 条例附則第二条 第一項第二号に 掲げる書類	告示別表第一の四の項の下欄第二十六号 に掲げる要綱第七条第一項の規定により 作成された環境影響評価準備書であつて、 要綱第九条第一項の規定による公告、同項 の縦覧、要綱第十二条第一項の規定による 説明会の開催及び同条第二項の周知の手 続を経たもの
三 条例附則第二条 第一項第三号に 掲げる書類	告示別表第一の五の項の下欄第二十五号 に掲げる要綱第十三条第三項の規定によ る知事及び関係市町村長への提出を経た 同条第一項に規定する関係住民の意見書 の概要を記載した書面
四 条例附則第二条 第一項第四号に 掲げる書類	二の項に掲げる環境影響評価準備書につ いて三の項の關係住民の意見を聴くため 知事が開催した公聴会において述べられ た意見を公述意見書としてまとめた書類
五 条例附則第二条 第一項第五号に 掲げる書類	告示別表第一の六の項の下欄第二十六号 に掲げる要綱第十六条第一項の規定によ り作成された知事の意見を記載した書面 であつて、同条第三項の規定により事業者 への送付を経たもの
六 条例附則第二条 第一項第六号に 掲げる書類	告示別表第一の七の項の下欄第二十六号 に掲げる要綱第十七条第一項の規定によ り作成された環境影響評価書であつて、要 綱第十八条第一項の規定による公告及び 同項の縦覧の手続を経たもの

附 則(平成十一年規則第七十八号)

(施行期日)
1 この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに改正後の大阪府環

ものとみなす。

3 施行日において現に第十三条第二項の準備書の提出期限を経過している対象事業であつて、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものについては、この条例の規定は、次項及び第五項の場合を除き適用しない。

4 事業者が施行日以後当該対象事業を実施していない場合において、第十三条第二項の準備書の提出期限から五年以上経過した後当該対象事業を実施しようとする場合であつて、環境の保全の見地から環境影響評価、事後調査その他の手続を実施すべき特別の事由があると知事が認めるときは、事業者は第三章から第六章までに定める環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を実施しなければならない。

5 第三十一条及び第三十二条の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行う対象事業について適用する。
附 則(平成十二年条例第九十号)
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則(平成十二年条例第百三十八号)抄

(施行期日)
1 この条例は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則(平成十四年条例第九十七号)
この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。
附 則(平成十八年条例第四十号)
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則(平成二十年条例第七十四号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成二十三年条例第百十五号)

(施行期日)
1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 第二条の規定による改正後の大阪府環境影響評価条例第六条から第八条までの規定は、この条例の施行の日以後に方法書が提出される場合について適用し、同日前に方法書が提出された場合については、なお従前の例による。
附 則(平成二十五年条例第五十四号)
この条例は、公布の日から施行する。

環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)第五十八条第一項の都市計画対象事業となる事業について大阪府行政手続条例(平成七年大阪府条例第二号)第三十四条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であつて知事が新規則第五十七条の都市計画決定権者から通知を受けたものであると認められるもの 新規則第五十八条第一項の手続を経た同項の方法書

二 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて新規則第七十三条第一項において準用する大阪府環境影響評価条例(平成十年大阪府条例第三号。以下「条例」という。)第十五条第一項の公示及び一般の縦覧並びに新規則第七十七条第一項において準用する条例第十八条第一項又は新規則第八十一条第一項において準用する条例第十八条第五項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの
新規則第七十一条から新規則第八十一条第一項において準用する条例第十八条第五項までの手続を経た新規則第七十一条第一項の準備書

三 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて知事に対する提出の手続を経たものであると認められるもの 新規則第八十三条第一項において準用する条例第十九条第二項の手続を経た同項の書類
四 知事が第二号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 新規則第九十条において準用する条例第二十二條第一項の書面
五 新規則第九十三条第一項において準用する条例第二十四条第一項の公示及び一般の縦覧に相当する手続を経たものであると認められる書類 同項の手続を経た新規則第九十二条第一項の評価書

3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府環境影響評価条例施行規則の様式により提出されている環境影響評価方法書提出書は、新規則の様式により提出された環境影響評価方法書提出書とみなす。
附 則(平成十一年規則第八十号)
この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。
附 則(平成十二年規則第百一号)
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則(平成十二年規則第二百六十三号)
この規則は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第十一号の二、様式第十二号、様式第十三号、様式第十五号及び様式第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則(平成十四年規則第七号)
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成十五年規則第二十八号)
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則(平成十五年規則第二百二十四号)
この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。
附 則(平成十七年規則第七十二号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成十八年規則第八十五号)
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二第十一号の表一の項、別表第二第十三号の表二の項及び別表第二第十九号の表一の項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則(平成十八年規則第四百一十号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年規則第二十四号)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則(平成二十年規則第八号)

(施行期日)
1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に大阪府環境影響評価条例(平成十年大阪府条例第三号。以下「条例」という。)第十三条第二項の規定による環境影響評価準備書及びこれを要

- 約した書類の提出(以下「準備書等の提出」という。)がされていない条例第二条第二項に規定する対象事業(以下「対象事業」という。)(条例第五条第二項の規定による環境影響評価方法書の提出がされたものに限る。)については、施行日から条例第十三条第一項の規定による環境影響評価準備書の作成がされるまでの間は、改正後の大阪府環境影響評価条例施行規則(以下「新規規則」という。)(第百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。)
- 3 施行日前に準備書等の提出がされた対象事業については、新規規則第百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則(平成二十年規則第九十一号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二十三年規則第百十二号)
この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二十四年規則第十五号)
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二十五年三月二十八日規則第八十一号)
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十五年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二十七年三月十八日規則第十六号)
この規則は、平成二十七年六月四日から施行する。
- 附 則(平成二十七年四月三日規則第八十二号)
この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。
- 附 則(平成二十七年七月二十四日規則第百十九号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成二十八年三月十四日規則第二十七号)
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則(平成二十九年三月三十日規則第六十七号)
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 附 則(令和三年十一月一日規則第百二十七号)
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の大阪府環境影響評価条例施行規則又は第二条の規定による改正前の大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則(以下これらを「旧規則」という。)の様式により提出されている環境影響評価方法書及び要約書提出書その他の書類は、第一条の規定による改正後の大阪府環境影響評価条例施行規則又は第二条の規定による改正後の大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則(以下これらを「新規規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規規則の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 附 則(令和四年三月三十日規則第四十二号)
この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 附 則(令和五年五月十日規則第四十五号)
(施行期日)
1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。
- (経過措置)
2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)(附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域(以下「旧宅地造成工事規制区域」という。))の区域内における宅地造成(改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「旧法」という。)(第二条第二号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。))に関する工事に係る旧法第八条第一項本文の許可の申請、旧法第十一条(旧法第十二条第三項において準用する場合を含む。)(の協議又は旧法第十二条第一項の許可の申請については、改正後の大阪府環境影響評価条例施行規則(以下「新規規則」という。)(別表第二十六号の表三の項及び別表第二十九号の表五の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。)
- 3 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる、旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成

項	事業の種類
一	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
二	河川法(昭和三十九年法律第十七号)第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰せきの新築及び改築の事業(以下この項において「ダム新築等事業」という。)並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
三	鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の建設及び改良の事業
四	空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港その他の飛行場の新設又は改良の事業
五	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業
六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
七	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に掲げる終末処理場の新設又は増設の事業
八	大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設その他の施設を有する工場及び事業場の新設又は増設の事業
九	建築基準法第二条第一号に規定する建築物の新築の事業
十	公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
一十	土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業
二十	新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百三十四号)第一条第一項に規定する新住宅市街地開発事業
三十	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業その他の工業団地の造成事業
四十	新都市基盤整備(昭和四十七年法律八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業
五十	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業
六十	都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行う開発行為その他の土地の形状の変更の事業
七十	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石、土及び砂利の採取の事業
八十	工事その他土地の形状の変更に伴って生じる岩石、土及び砂利の処分の事業
九十	一の項から十八の項までに掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業

別表(第二条関係)

項	事業の種類
一	高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道(以下「高速自動車国道」という。)の改築の事業であつて、車線(道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条第七号に規定する登坂車線、同条第八号に規定する屈折車線及び同条第九号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)の数の増加を伴うもの
二	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)第十二条第一項第四号に規定する阪神高速道路(以下「阪神高速道路」という。)の新設の事業
三	阪神高速道路の改築の事業であつて、車線の数の増加を伴うもの
四	道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第一項又は第二項の自動車のみ的一般交通の用に供する道路(阪神高速道路を除く。以下「自動車専用道路」という。)の新設の事業
五	自動車専用道路の改築の事業であつて、車線の数の増加を伴うもの
六	道路法第三条の道路(高速自動車国道、阪神高速道路及び自動車専用道路を除く。以下「一般国道等」という。)の新設の事業(車線の数が四以上であり、かつ、長さが三キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)
七	一般国道等の改築の事業であつて道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。))及び変更後の道の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が四以上であるものに限る。))の長さの合計が三キロメートル以上であるものに限る。)
八	道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する自動車道(以下「自動車道」という。)の新設の事業(車線の数が四以上であり、かつ、長さが三キロメートル以上であるものに限る。)
九	自動車道の改築の事業であつて、道の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。))及び変更後の道の区域において新たに設けられる道の部分(車線の数が四以上であるものに限る。))の長さの合計が三キロメートル以上である道を設けるものに限る。)
十	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第二項第四号の林道(以下「林道」という。)の開設の事業(幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)
項	事業の要件
一	河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第九十九号)第二条第二号に規定するサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号に規定する常時満水位)における貯水池の水面の面積が五十ヘクタール以上であるダムの新築の事業
二	計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。))における湛水区域の面積(以下「湛水面積」という。))が五十ヘクタール以上である堰の新築の事業
三	改築後の湛水面積が五十ヘクタール以上であり、かつ、湛水

に関する工事について旧法第八条第一項本文(改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。))の許可を受けた者に係る旧法第十二条第一項の許可の申請及び旧法第十二条第三項において準用する旧法第十一条の協議については、新規別表第二十六号の表三の項及び別表第二十九号の表五の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月二十六日規則第二十一号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

一 条例別表一の項に掲げる事業の種類

事業の要件

<p>面積が二十五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業</p> <p>施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が五十ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業</p> <p>五十ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>	<p>三 条例別表三の項に掲げる事業の種類</p> <p>事業の要件</p> <p>一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道(案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが三キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。)</p> <p>二 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが三キロメートル以上であるものに限る。)</p> <p>三 軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。)の建設の事業(長さが三キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。)</p> <p>四 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが三キロメートル以上であるものに限る。)</p>	<p>四 条例別表四の項に掲げる事業の種類</p> <p>事業の要件</p> <p>一 飛行場の設置の事業</p> <p>二 滑走路の新設を伴う飛行場の変更の事業</p> <p>三 滑走路の延長を伴う飛行場の変更の事業</p>	<p>五 条例別表五の項に掲げる事業の種類</p> <p>事業の要件</p> <p>一 出力が一万五千ワット以上である水力発電所の設置の工事の事業</p> <p>二 出力が一万五千ワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業</p> <p>三 出力が二万キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事の事業</p> <p>四 出力が二万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事の事業</p> <p>五 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事の事業</p> <p>六 出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事の事業</p>	<p>備考 三の項及び四の項の出力には、大阪府気候変動対策の推進に関する条例(平成十七年大阪府条例第百号)第三十三条第一項の規定による届出に係る発電設備の出力を含まないものとする。</p> <p>六 条例別表六の項に掲げる事業の種類</p> <p>事業の要件</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第八条第一項のごみ処理施設(以下「ごみ処理施設」という。)の設置の事業(一の事業場に設置されるごみ処理施設のうち焼却施設にあっては処理能力の合計が一日当たり百トン以上、焼却施設以外のごみ処理施設にあっては処理能力の合計が一日当たり二百トン以上であるものに限る。)</p> <p>二 廃棄物処理法第八条第一項のし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業(一の事業場に設置されるし尿処理施設の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上であるものに限る。)</p> <p>三 廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の焼却施設(以下「産業廃棄物焼却施設」という。))の設置の事業(一の事業場に設置されるし尿処理施設の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上であるものに限る。)</p>
--	--	---	--	--

四	<p>廃棄物処理法第八条第一項の一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は廃棄物処理法第十五条第一項の産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）</p>
五	<p>一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分の用に供される場所の面積が十ヘクタール以上増加するものに限る。）</p>

備考

1 一の項から三の項までにおいて、施設の増設又は施設の廃止を伴う当該施設と同一の種類の一一般廃棄物若しくは産業廃棄物を処理する当該施設と同一の種類施設の設置（以下備考1において「更新」という。）の場合にあつては、処理能力とは、増設又は更新の後に増加することとなる処理能力とする。

2 三の項における換算に当たっては、次の表の第二欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の第三欄に掲げる量を同表の第四欄に掲げる量に換算するものとする。

項	燃料の種類	燃料の量	重油の量
一	原油又は軽油	一リットル	〇・九五リットル
二	ナフサ又は灯油	一リットル	〇・九〇リットル
三	液化天然ガス	一キログラム	一・三リットル
四	液化石油ガス	一キログラム	一・二リットル
五	都市ガス（温度摂氏零度、圧力一気圧の状態に換算して一立方メートル当たり四五、〇〇〇キロジュールの熱量を有するもの）	温度摂氏零度、圧力一気圧の状態に換算した一立方メートル	一・一四リットル
六	その他の燃料	一リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては、一キログラム）	当該燃料の量一リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては、一キログラム）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量一リットル当たり三九、六〇〇キロジュール）の量

七

条例別表七の項に掲げる事業の種類
事業の要件

一	<p>下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に掲げる終末処理場（以下「終末処理場」という。）の新設又は増設の事業（計画処理人口（増設の場合にあつては、増加することとなる計画処理人口）が十万人以上であるものに限る。）</p>
---	---

八

条例別表八の項に掲げる事業の種類
事業の要件

一	<p>大気汚染防止法（昭和四十四年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）第十七条第三項に規定する届出施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）を設置する工場又は事業場（終末処理場を除く。）の設置及び増設の事業（一の工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油に換算した量が一時間当たり四キログラム以上であるものに限る。）</p>
二	<p>水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設、同条第三項に規定する指定地域特定</p>

施設又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第四十九条第二項に規定する届出施設(以下「特定施設等」という。)を設置する工場又は事業場(終末処理場を除く。)の設置及び増設の事業(当該工場又は事業場から排出される一日当たりの平均的な排出水の量(以下「平均排出水量」という。)が一万立方メートル以上であるものに限る。)

備考

1 燃料及び原料の量の重油の量への換算に当たっては、第五号の表三の項及び四の項並びに第六号の表一の項及び三の項の対象となつた事業に係るばい煙発生施設等並びに大阪府気候変動対策の推進に関する条例第三十三条第一項の規定による届出に係る発電設備の燃料及び原料の量を重油に換算した量は、これを算定しない。

2 平均排出水量の算定に当たっては、第五号の表三の項及び四の項並びに第六号の表一の項及び三の項の対象となつた事業に係る特定施設等の平均排出水量は、これを算定しない。

3 施設の増設又は施設の廃止を伴う当該施設と同一の種類施設(ごみ処理施設及び産業廃棄物焼却施設にあっては、処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類が廃止する施設と同一のものであるものに限る。)の設置(以下備考3において「更新」という。)の場合にあっては、燃料及び原料の量を重油に換算した量並びに平均排出水量とは、それぞれ増設又は更新の後に増加することとなる重油に換算された量及び平均排出水量とする。

4 一の項における原料の量の重油の量への換算に当たっては、次の表の第二欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の第三欄に掲げる量を同表の第四欄に掲げる量に換算するものとする。

項	原料の種類	原料の量	重油の量
一	大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)別表第一(以下「令別表」という。)の三の項に掲げる焼結炉において用いられる原料	一キログラム	〇・二三リットル
二	令別表八の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	一リットル	〇・〇二三リットル
三	令別表十二の項に掲げる電気炉(アーク炉に限る。)において用いられる原料	一キログラム	〇・〇八リットル
四	令別表十三の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる一般廃棄物	一キログラム	〇・五六リットル
五	一の項から四の項までに掲げるもの以外のもの	一キログラム	当該原料の量一キログラム当たりの処理に伴い発生する窒素酸化物の量に相当する窒素酸化物の量を排出する重油(重油一リットル当たり窒素酸化物を〇・〇二三六キログラム排出するものとする。)の量

5 一の項における燃料の量の重油の量への換算については、第六号の表備考2に準ずるものとする。ただし、備考4において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設等において使用される燃料の量については、重油の量への換算は行われない。

九 条例別表九の項に掲げる事業の種類

事業の要件

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に掲げる建築物(以下「建築物」という。)の新築の事業(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第二条第一項第四号に掲げる延べ面積が十平方メートル以上で、かつ、同項第六号に掲げる建築物の高さが百五十メートル以上である

	<p>ものに限る。）</p>
<p>十 条例別表十の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の公有水面の埋立て又は同条第二項の公有水面の干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域の面積が二十五ヘクタールを超えるものに限る。)</p>
<p>十一 条例別表十一の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業である事業(第十九号の表において「土地区画整理事業」という。)(施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>十二 条例別表十二の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 新住宅市街地開発法(昭和二十八年法律第三百三十四号)第二号の表に規定する新住宅市街地開発事業である事業(第十九号の表において「新住宅市街地開発事業」という。)(施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>十三 条例別表十三の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業である事業(第十九号の表において「工業団地造成事業」という。)(施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>二 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第四条第一項第三号イに掲げる工業団地の造成の事業(第十九号の表において「工業団地の造成の事業」という。)(当該工業団地の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>十四 条例別表十四の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業である事業(第十九号の表において「新都市基盤整備事業」という。)(施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>十五 条例別表十五の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業である事業(第十九号の表において「流通業務団地造成事業」という。)(施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>十六 条例別表十六の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行う開発行為の事業(第十九号の表において「都市計画法の開発行為」という。)(施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>二 森林法第十条の二第一項の許可を受けて行う開発行為の事業(第十九号の表において「森林法の開発行為」という。)(施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
<p>十七 条例別表十七の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条の認可を受けて行う岩石の採取(以下「採石」という。)の事業(同条に規定する岩石採取場における採掘箇所の面積(以下「採掘面積」という。)(が二十ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>二 採石の事業の規模の変更の事業(採掘面積が二十ヘクタール以上増加するものに限る。)</p>
<p>十八 条例別表十八の項に掲げる事業の種類</p>	<p>事業の要件</p> <p>一 工事その他土地の形状の変更に伴って生じる岩石、土及び砂利(以下「発生土」という。)の処分の事業又は発生土による土地の造成の事業(当該事業地内で生じる発生土を盛土又は埋立てに使用するものを除く。以下同じ。)であって森林法第</p>

<p>十条の二第一項の許可を受けて行うもの（施行区域の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）</p> <p>二 発生土の処分の事業の規模の変更の事業又は発生土による土地の造成の事業の規模の変更の事業であつて森林法第十条の二第一項の許可を受けて行うもの（施行区域の面積が十ヘクタール以上増加するものに限る。）</p> <p>十九 条例別表十九の項に掲げる事業の種類</p> <p>事業の要件</p> <p>一 土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、工業団地の造成の事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地造成事業、都市計画法の開発行為又は森林法の開発行為のうちいずれか二以上のものを複合して開発する事業（施行区域又は工業団地の面積の合計が五十ヘクタール以上であるものに限る。）</p>	
<p>別表第二(第十六条関係)</p> <p>一 条例別表一の項に掲げる事業の種類</p> <p>行為</p> <p>一 高速自動車国道法第五条第一項又は第三項の規定による整備計画の決定又は変更</p> <p>二 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項若しくは第六項若しくは第十條第一項の許可の申請又は第十八條第一項の条例の制定若しくは同条第三項の規定による届出</p> <p>三 道路法第十八條第一項の規定による道路の区域の決定又は変更</p> <p>四 道路運送法第五条第一項の許可の申請、同法第十五條第一項(同法第四十二條第五項において準用する場合を含む。)の認可の申請、同法第四十三條第一項の許可の申請、同法第四十七條第一項の免許の申請又は同法第五十條第一項(同法第七十五條第三項において準用する場合を含む。)、第五十四條第一項(同法第六十七條又は第七十五條第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六十六條第一項の認可の申請</p> <p>森林法第十条の二第一項の許可の申請</p> <p>二 条例別表一の項に掲げる事業の種類</p> <p>行為</p> <p>一 河川法第十七條第一項の規定による協議、同法第二十三條、第二十四條、第二十六條第一項若しくは第五十五條第一項の許可の申請、同法第七十九條第一項の認可の申請又は同条第二項若しくは第九十五條の協議</p> <p>二 特定多目的ダム法(昭和三十一年法律第三十五号)第四条第一項の規定による基本計画の作成</p> <p>三 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十三條第一項の認可の申請</p> <p>三 条例別表三の項に掲げる事業の種類</p> <p>行為</p> <p>一 鉄道事業法第八條第一項、第九條第一項又は第十二條第一項の認可の申請</p> <p>二 軌道法第五条第一項の規定による認可の申請又は軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六條第一項の認可の申請</p> <p>四 条例別表四の項に掲げる事業の種類</p> <p>行為</p> <p>一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八條第一項若しくは第四十三條第一項の許可の申請又は同法第五十五條の二第三項において準用する第三十八條第三項の規定による告示</p> <p>五 条例別表五の項に掲げる事業の種類</p> <p>行為</p> <p>一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の登録の申請、同法第二条の六第一項の変更登録の申請、同法第三条の許可の申請、同法第九條第一項(同法第二十七條の十二において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出、同法第二十七條の四の許可の申請、同法第二十七條の十三第一項の規定による届出、同条第七項の規定による変更の届出、同法第二十七條の二十七第一項の規定による届出、同法第四</p>	

	<p>十七条第一項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出</p>
	<p>六 条例別表六の項に掲げる事業の種類 行為</p>
	<p>一 廃棄物処理法第八条第一項若しくは第九条第一項の申請、同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出又は同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請</p>
	<p>二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第二十条第三項の認可の申請</p>
	<p>七 条例別表七の項に掲げる事業の種類 行為</p>
	<p>一 下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出</p>
	<p>八 条例別表八の項に掲げる事業の種類 行為</p>
	<p>一 大気汚染防止法第六条第一項の規定による届出</p>
	<p>二 水質汚濁防止法第五条第一項の規定による届出</p>
	<p>三 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の許可の申請</p>
	<p>四 大阪府生活環境の保全等に関する条例第十九条第一項又は第五十二条の規定による届出</p>
	<p>五 建築基準法第六条第一項の確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知</p>
	<p>六 工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定による届出</p>
	<p>七 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請</p>
	<p>八 電気事業法第二条の二の登録の申請、同法第二条の六第一項の変更登録の申請、同法第三条の許可の申請、同法第九条第一項(同法第二十七条の十二において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出、同法第二十七条の四の許可の申請、同法第二十七条の十三第一項の規定による届出、同条第七項の規定による変更の届出、同法第二十七条の二十七第一項の規定による届出、同法第四十七条第一項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出</p>
	<p>九 条例別表九の項に掲げる事業の種類 行為</p>
	<p>一 建築基準法第六条第一項の確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知</p>
	<p>十 条例別表十の項に掲げる事業の種類 行為</p>
	<p>一 公有水面埋立法第二条第一項の免許の出願又は同法第四十二条第一項の承認の申請</p>
	<p>十一 条例別表十一の項に掲げる事業の種類 行為</p>
	<p>一 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第五十一条の二第一項又は第五十二条第一項の認可の申請</p>
	<p>十二 条例別表十二の項に掲げる事業の種類 行為</p>
	<p>一 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は同法第二十九条</p>
	<p>十三 条例別表十三の項に掲げる事業の種類 行為</p>
	<p>一 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は同法第二十九条</p>
	<p>二 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第五十一条の二第一項又は第五十二条第一項の認可の申請</p>

<p>三 工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出</p>	<p>十四 条例別表十四の項に掲げる事業の種類 行為</p>	<p>一 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告</p>	<p>十五 条例別表十五の項に掲げる事業の種類 行為</p>	<p>一 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告</p>	<p>十六 条例別表十六の項に掲げる事業の種類 行為</p>	<p>一 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請</p>	<p>二 森林法第十条の二第一項の許可の申請</p>	<p>三 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項の許可の申請、同法第十五条第一項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の協議、同法第十六条第一項の許可の申請、同法第三十条第一項の許可の申請、同法第三十四条第一項(同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の協議又は同法第三十五条第一項の許可の申請</p>	<p>四 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十八条の規定による地方公共団体の長の意見の聴取</p>	<p>五 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十四条第五項若しくは第六項又は附則第十二条第十三項の規定による地方公共団体の意見の聴取</p>	<p>十七 条例別表十七の項に掲げる事業の種類 行為</p>	<p>一 採石法第三十三条の三第一項の規定による申請書の提出</p>	<p>十八 条例別表十八の項に掲げる事業の種類 行為</p>	<p>一 森林法第十条の二第二項の申請</p>	<p>二 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請、同法第十五条第一項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の協議、同法第十六条第一項の許可の申請、同法第三十条第一項の許可の申請、同法第三十四条第一項(同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の協議又は同法第三十五条第一項の許可の申請</p>	<p>十九 条例別表十九の項に掲げる事業の種類 行為</p>	<p>一 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第五十一条の二第一項又は第五十二条第一項の認可の申請</p>	<p>二 工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出</p>	<p>三 都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の申請</p>	<p>四 森林法第十条の二第一項の許可の申請</p>	<p>五 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請、同法第十五条第一項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の協議、同法第十六条第一項の許可の申請、同法第三十条第一項の許可の申請、同法第三十四条第一項(同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)の協議又は同法第三十五条第一項の許可の申請</p>	<p>六 地方住宅供給公社法第二十八条の規定による地方公共団体の長の意見の聴取</p>	<p>七 独立行政法人都市再生機構法第十四条第五項若しくは第六項又は附則第十二条第十三項の規定による地方公共団体の意見の聴取</p>	<p>別表第三(第百十三条関係)</p> <p>書類</p> <p>写しの部数</p>
---	------------------------------------	---	------------------------------------	---	------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------	---	---	--	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-------------------------	--	------------------------------------	--	---	---	----------------------------	--	---	--	---

